

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6410239号  
(P6410239)

(45) 発行日 平成30年10月24日(2018.10.24)

(24) 登録日 平成30年10月5日(2018.10.5)

(51) Int.Cl.	F 1
G06Q 50/34 (2012.01)	G06Q 50/34
A63F 13/80 (2014.01)	A63F 13/80 F
A63F 13/792 (2014.01)	A63F 13/80 H
A63F 13/71 (2014.01)	A63F 13/792
	A63F 13/71

請求項の数 13 (全 41 頁)

(21) 出願番号	特願2016-553357 (P2016-553357)
(86) (22) 出願日	平成27年2月19日 (2015.2.19)
(65) 公表番号	特表2017-513095 (P2017-513095A)
(43) 公表日	平成29年5月25日 (2017.5.25)
(86) 国際出願番号	PCT/US2015/016550
(87) 国際公開番号	W02015/127030
(87) 国際公開日	平成27年8月27日 (2015.8.27)
審査請求日	平成29年10月6日 (2017.10.6)
(31) 優先権主張番号	61/942,156
(32) 優先日	平成26年2月20日 (2014.2.20)
(33) 優先権主張国	米国(US)

(73) 特許権者	506361856 シーエフピーエイチ, エル.エル.シー .
	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 100 22 ニューヨーク イースト・59ス・ ストリート 110
(74) 代理人	100107364 弁理士 斎藤 達也
(72) 発明者	ラトニック, ハワード, ダブリュ. アメリカ合衆国 10022 ニューヨー ク州 ニューヨーク, イースト 59ス ストリート 110
審査官	梅岡 信幸

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 口座及び資金管理

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

コンピュータデバイスによって、トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けるステップと、

前記第1の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記トークンに関する前記ゲーム用口座と関連させるステップと、

前記コンピュータデバイスによって、前記ゲーム用口座の資金を受けるステップと、

前記資金を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記資金を前記ゲーム用口座に帰属させるステップと、

前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが第1のゲーム用装置に提示された第2の指示を受けるステップと、

前記第2の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第1のゲーム用装置にある第1の臨時口座に振替えるステップと、

前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが前記第1のゲーム用装置から除去された第3の指示を受けるステップと、

前記第3の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記ゲーム用口座が第2資金を含むように、前記第1の臨時口座にある残りの資金を前記ゲーム用口座に振替えるステップと、

前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが第2のゲーム用装置に提示された

10

前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが第2のゲーム用装置に提示された

20

第4の指示を受けるステップと、

前記第4の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記第2の資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第2のゲーム用装置にある第2の臨時口座に振替えるステップと、

を含む方法。

【請求項2】

前記第1のゲーム用装置によって、前記第1の臨時口座からのお金を用いて賭けに資金を供給するステップを含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1のゲーム用装置は、第1のゲーム用オペレータの第1のゲーム用装置であり、前記第2のゲーム用装置は、第2のゲーム用オペレータの第2のゲーム用装置である、

請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第1のゲーム用装置及び前記第2のゲーム用装置の両方にわたって賭けの制約を監視するステップを含む、

請求項3に記載の方法。

【請求項5】

少なくとも2つ以上の異なる管轄要件に係る前記トークンと関連しているユーザを認証するステップであって、年齢証明を及びアドレス証明を検証するステップを少なくとも1つ以上を含む認証するステップと、

前記第2の指示を受けるステップに応答して、前記ユーザが前記第1のゲーム用装置の第1の管轄要件にしたがって認証されたことを検証し、前記ユーザが前記第1の管轄要件にしたがって認証された前記第1のゲーム用装置に通知するステップと、を含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第4の指示を受けるステップに応答して、前記第1のゲーム用装置の前記ユーザが第2の管轄要件にしたがって認証されたことを検証し、前記ユーザが前記第2の管轄要件にしたがって認証された前記第2のゲーム用装置に通知するステップを含む、

請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記第1の管轄要件及び前記第2の管轄要件が異なる、

請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記第1のゲーム用装置に通知するステップは、前記第1のゲーム用装置の前記第1の管轄要件を満たすように使用される情報を提供するステップを含む、

請求項6に記載の方法。

【請求項9】

1つ以上のコンピュータデバイスと、

前記コンピュータデバイスによって実行されたときに、前記少なくとも1つ以上のコンピュータデバイスに、

トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けさせ、

前記少なくとも1つ以上のコンピュータデバイスが、トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けさせ、

トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けさせ、

前記第1の指示を受けることに応答して、前記トークンに関する前記ゲーム用口座と関連させ、

前記ゲーム用口座の資金を受けさせ、

前記資金を受けることに応答して、前記資金を前記ゲーム用口座に帰属させ、

前記トークンが第1のゲーム用装置に提示された第2の指示を受けさせ、

10

20

30

40

50

前記第2の指示を受けることに応答して、前記資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第1のゲーム用装置にある第1の臨時口座に振替えさせ、

前記トークンが前記第1のゲーム用装置から除去された第3の指示を受けさせ、

前記第3の指示を受けることに応答して、前記ゲーム用口座が第2の資金を含むように、前記第1の臨時口座にある残りの資金を前記ゲーム用口座に振替えさせ、

前記トークンが第2のゲーム用装置に提示された第4の指示を受けさせ、

及び、前記第4の指示を受けることに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記第2の資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第2のゲーム用装置にある第2の臨時口座に振替えさせる、複数の命令をさらに格納している非一時的な媒介と、  
を備えた装置。

10

【請求項10】

前記トークンはカードを含む、

請求項9に記載の装置。

【請求項11】

前記トークンは電話を含む、

請求項9に記載の装置。

【請求項12】

前記装置は、口座サービスプロバイダのサーバを備える、

請求項9に記載の装置。

【請求項13】

前記第1のゲーム用装置は、スポーツギャンブルを含み、前記第2のゲーム用装置は、スロットマシンを含む、

請求項9に記載の装置。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

関連出願の相互参照

本出願は、参照することにより本明細書に組み込まれる2014年2月20日出願の米国仮出願第61/942,156号の利益を主張するものである。Howard W. Lutnickが2014年4月14日に出願した米国特許出願12/759、757は、参照することにより本明細書に組み込まれる。

30

【0002】

いくつかの実施形態は、賭けに関する。

【背景技術】

【0003】

何人かのプレイヤは、賭けを含むゲームをプレイすることを望み得る。何人かは、1つ以上の口座にお金を蓄える。

【発明の概要】

【0004】

以下の事項は、例示的な実施形態として解釈されるべきであり、請求項として解釈されるべきではない。

40

【0005】

A. コンピュータデバイスによって、トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けるステップと、前記第1の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記トークンに関する前記ゲーム用口座と関連させるステップと、前記コンピュータデバイスによって、前記ゲーム用口座の資金を受けるステップと、前記資金を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記資金を前記ゲーム用口座に帰属させるステップと、前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが第1のゲーム用装置に提示された第2の指示を受けるステップと、前記第2の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記資金の少なくとも一

50

部を前記ゲーム用口座から前記第1のゲーム用装置にある第1の臨時口座に振替えるステップと、前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが前記第1のゲーム用装置から除去された第3の指示を受けるステップと、前記第3の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記ゲーム用口座が第2資金を含むように、前記第1の臨時口座にある残りの資金を前記ゲーム用口座に振替えるステップと、前記コンピュータデバイスによって、前記トークンが第2のゲーム用装置に提示された第4の指示を受けるステップと、前記第4の指示を受けるステップに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前記第2の資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第2のゲーム用装置にある第2の臨時口座に振替えるステップと、を含む方法である。

【0006】

10

A.1. 前記トークンはカードを含む、請求項Aに記載の方法である。A.2. 前記第1のゲーム用装置によって、前記第1の臨時口座からのお金用いて賭けに資金を供給するステップを含む、請求項Aに記載の方法である。A.3. 前記トークンは電話を含む、請求項Aに記載の方法である。A.4. 前記第1のゲーム用装置は、第1のゲーム用オペレータの第1のゲーム用装置であり、前記第2のゲーム用装置は、第2のゲーム用オペレータの第2のゲーム用装置である、請求項Aに記載の方法である。A.4.1. 前記第1のゲーム用装置及び前記第2のゲーム用装置の両方にわたって賭けの制約を監視するステップを含む、請求項Aに記載の方法である。A.5. 前記第1のゲーム用装置は、スポーツギャンブルを含み、前記第2のゲーム用装置は、スロットマシンを含む、請求項Aに記載の方法である。

【0007】

20

A.6. 少なくとも2つ以上の異なる管轄要件に係る前記トークンと関連しているユーザを認証するステップであって、年齢証明を及びアドレス証明を検証するステップを少なくとも1つ以上を含む認証するステップと、前記第2の指示を受けるステップに応答して、前記ユーザが前記第1のゲーム用装置の第1の管轄要件にしたがって認証されたことを検証し、前記ユーザが前記第1の管轄要件にしたがって認証された前記第1のゲーム用装置に通知するステップと、を含む、請求項Aに記載の方法である。A.6.1. 前記第4の指示を受けるステップに応答して、前記第1のゲーム用装置の前記ユーザが第2の管轄要件にしたがって認証されたことを検証し、前記ユーザが前記第2の管轄要件にしたがって認証された前記第2のゲーム用装置に通知するステップを含む、請求項A.6に記載の方法である。A.6.1.1. 前記第1の管轄要件及び前記第2の管轄要件が異なる、請求項A.6.1に記載の方法である。A.6.2. 前記第1のゲーム用装置に通知するステップは、前記第1のゲーム用装置の前記第1の管轄要件を満たすように使用される情報を提供するステップを含む、請求項A.6に記載の方法である。A.7. 前記コンピュータデバイスは、口座サービスプロバイダのサーバを含む、請求項Aに記載の方法である。

【0008】

30

B.1つ以上のコンピュータデバイスと、前記コンピュータデバイスによって実行されたときに、前記少なくとも1つ以上のコンピュータデバイスに、トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けさせ、前記少なくとも1つ以上のコンピュータデバイスが、トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けさせ、トークンがゲーム用口座と関連している第1の指示を受けさせ、前記第1の指示を受けることに応答して、前記トークンに関する前記ゲーム用口座と関連させ、前記ゲーム用口座の資金を受けさせ、前記資金を受けることに応答して、前記資金を前記ゲーム用口座に帰属させ、前記トークンが第1のゲーム用装置に提示された第2の指示を受けさせ、前記第2の指示を受けることに応答して、前記資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第1のゲーム用装置にある第1の臨時口座に振替えさせ、前記トークンが前記第1のゲーム用装置から除去された第3の指示を受けさせ、前記第3の指示を受けることに応答して、前記ゲーム用口座が第2の資金を含むように、前記第1の臨時口座にある残りの資金を前記ゲーム用口座に振替えさせ、前記トークンが第2のゲーム用装置に提示された第4の指示を受けさせ、及び、前記第4の指示を受けることに応答して、前記コンピュータデバイスによって、前

40

50

記第2の資金の少なくとも一部を前記ゲーム用口座から前記第2のゲーム用装置にある第2の臨時口座に振替えさせる、複数の命令をさらに格納している非一時的な媒介と、を備えた装置である。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】いくつかの実施形態で使用され得る例示的な構造を示す。

【図2】いくつかの実施形態で実行され得る例示的な処理を示す。

【図3】いくつかの実施形態で実行され得る例示的な処理を示す。

【図4】いくつかの実施形態で使用され得るゲーム用オペレータ及び口座サービスプロバイダの例を示す。

10

【発明を実施するための形態】

【0010】

いくつかの実施形態は、複数のそれぞれのカジノ又は他の場と関連している複数の口座を含み得る。いくつかの実施形態では、それぞれの口座は、特にカジノ、スポーツギャンブル等でゲーム及び/又はイベントと関連している賭博を可能にする。いくつかの実施形態では、例えば、ユーザは、複数のゲーム用オペレータ（例えば、カジノ、スポーツギャンブル、携帯ゲーム用プロバイダ、インターネットの賭けサイト）の各々と関連している、カジノ賭博用のそれぞれの金融口座や、1つ以上の複数のゲーム用オペレータ（例えば、カジノ、スポーツギャンブル、携帯ゲーム用プロバイダ、インターネットの賭けサイト）と関連しているスポーツくじ用のそれぞれの金融口座を有し得る。

20

【0011】

いくつかの実施形態は、1つの賭け用口座の資金が、カジノで、又はその賭け用口座と関連しない場所で使用されることを防ぐことを含み得る。いくつかの実施形態は、1つの賭け用口座の資金が、賭けたり、及び/又は、口座に承認されなかった活動（例えば、購入すること、カジノゲームで賭けること、スポーツくじをすること）を行わせることに使用されるのを防ぐことを含み得る。

【0012】

いくつかの実施形態は、資金を1つの賭け用口座からもう1つの賭け用口座に振替えることを許容し得る特徴を含み得る。そのような資金は、同一のゲーム用オペレータに関連している口座との間に、及び/又は、様々なゲーム用オペレータと関連している口座との間で振替えられ得る。

30

【0013】

いくつかの実施形態では、振替は、口座の金額を特定する電子記録の調整を含み得る。例えば、単一のゲーム用オペレータが1つの口座を減らして、もう一つの口座に同一の額（例えば、内部財産がカジノ賭けとスポーツくじ口座との間で振替える）を増やし得る。いくつかの実施形態では、複数の当事者は、振替に関わり得る。例えば、第1のゲーム用オペレータは、口座を減らし得、第2のゲーム用オペレータは、同一の額によって口座を増加し得る。いくつかの実施形態では、媒介（例えば、携帯ゲーム用オペレータ又は口座オペレータ）は、1つ以上のエンティティ（例えば、多数のエンティティの口座を維持し得、そしてそれらのために調整し得る）の代わりにサービスを説明することを提供し得る。

40

【0014】

いくつかの実施形態では、そのような口座振替の特徴は、1つの口座からの金額振替の承認を認めることをユーザに許容し得る。承認される（又は承認されない）いくつかの金額は、もう1つの口座に動かし得る。よって、たとえお金が同一の賭けをし、及び/又は同一の活動を行わせるための口座から使用されなくても、そのようなお金は、賭けをしたり、及び/又は活動を行わせるために、他の口座から使用され得る。

【0015】

いくつかの実施形態では、第1のゲーム用プロバイダに関連している第1の口座が開設され得る。例えば、第1の口座は、第1のカジノ（例えば、エムリゾート）又は第1のゲ

50

ーム用サービスプロバイダ（例えば、カントーゲームのような携帯ゲーム用プロバイダ）に関連し得る。そのような口座は、第1のゲーム用プロバイダ、ユーザ、及び／又は金融機関によって開設され得る（例えば、口座と契約したり、及び／又は口座にお金を預けることによって）。ユーザは、そのような口座にお金を預け得、及び／又はそのような口座からお金を引き出し得る。そのような口座は、口座に預けられたお金で1つ以上のゲームの賭けをするのに使用され得る。そのような口座は、カジノ又は第1のゲーム用プロバイダに、及び／又は、その他第1のゲーム用プロバイダ（例えば、第1のゲーム用プロバイダが賭けに応じる際に、第1のゲーム用プロバイダによって提供されたアプリを使用すること）を介して賭けをするのに使用され得る。いくつかの実施形態では、そのような口座は、1つ以上の活動（例えば、スポーツくじ、及び／又はカジノの賭け）と関連し得る。いくつかの実施形態では、様々な活動と関連している多数の口座が、第1のゲーム用プロバイダ（例えば、スポーツくじの1つやカジノの賭けの1つ）に関して開設され得る。

#### 【0016】

いくつかの実施形態では、第2のゲーム用プロバイダに関連する第2の口座が、開設され得る。例えば、第2の口座は、第2のカジノ（例えば、ハードロックカジノ）又は第2のゲーム用プロバイダ（例えば、ヴェネチアンポケットカジノサービスのような携帯ゲーム用プロバイダ）に関連し得る。そのような口座は、第2のゲーム用プロバイダ、ユーザ、及び／又は金融機関（例えば、口座と契約したり、及び／又は口座にお金を預けることによって）によって開設され得る。ユーザは、そのような口座にお金を預け得、及び／又はそのような口座からお金を引き出し得る。そのような口座は、口座に預けられたお金で1つ以上のゲームの賭けをするのに使用され得る。そのような口座は、第2のゲーム用プロバイダに、及び／又は、その他第2のゲーム用プロバイダを介して賭けをするのに使用され得る（例えば、第2のゲーム用プロバイダが賭けに応じる際に、第2のゲーム用プロバイダによって提供されたアプリを使用すること）。いくつかの実施形態では、そのような口座は、1つ以上の活動（例えば、カジノ賭け、及び／又はスポーツくじ）と関連し得る。いくつかの実施形態では、様々な活動と関連している多数の口座が、第2のゲーム用プロバイダ（例えば、スポーツくじの1つやカジノの賭けの1つ）に関して開設され得る。

#### 【0017】

いくつかの実施形態では、第1の活動に関連している第3の口座が、開設され得る。例えば、第3の口座は、カジノゲーム（例えば、スロット、ブラックジャック、ポーカ）の賭けをすることに関連し得る。そのような口座は、ゲーム用プロバイダ、ユーザ、及び／又は金融機関によって（例えば、口座と契約したり、及び／又は口座にお金を預けることによって）、開設され得る。ユーザは、そのような口座にお金を預け得、及び／又はそのような口座からお金を引き出し得る。そのような口座は、口座に預けられたお金で1つ以上のカジノゲームの賭けをするのに使用され得る。そのような口座は、第1の活動に限定され得、及び／又はいくつかの第2の活動（例えば、スポーツ及び／又はレースの賭け）に使用されることから除外され得る。いくつかの実施形態では、そのような口座は、1つ以上のゲーム用プロバイダと関連し得る。

#### 【0018】

いくつかの実施形態では、第2の活動（例えば、第3の口座が使用されることから除外され得る第2の活動）に関連している第4の口座が、開設され得る。そのような口座は、ゲーム用プロバイダ、ユーザ、及び／又は金融機関（例えば、口座と契約したり、及び／又は口座にお金を預けることによって）によって、開設され得る。ユーザは、そのような口座にお金を預け得、及び／又はそのような口座からお金を引き出し得る。そのような口座は、口座に預けられたお金で1つ以上のスポーツ、レース、及び／又は他のイベントの賭けをするのに使用され得る。そのような口座は、第2の活動に限定され得、及び／又はいくつかの第1の活動（例えば、カジノゲームの賭け）に使用されることから除外され得る。いくつかの実施形態では、そのような口座は、1つ以上のゲーム用プロバイダ（例えば、同一及び／又は異なるゲーム用プロバイダ）と関連し得る。

10

20

30

40

50

**【 0 0 1 9 】**

いくつかの実施形態では、口座を開設することは、ユーザからゲーム用オペレータによって情報を受けること、ユーザからお金受けること、ユーザに関する情報を検証すること、口座にお金を蓄えること、データベースに情報を格納することなどを含み得る。例えば、いくつかの実施形態では、ユーザは、口座を開設するために、ゲーム用プロバイダに対する情報（例えば、名前、年齢、住所、社会保障番号、運転免許証番号等）を特定することを提供する。ゲーム用プロバイダは、データベースにそのような情報を格納し得る。ゲーム用プロバイダは、1つ以上の情報の部分（例えば、年齢を検証するために、写真IDを請求することによって）を検証し得る。そのような検証を規定する情報は、データベース（例えば、IDの写し）に格納され得る。ログイン情報は、口座のために規定され得る。いくつかの実施形態では、そのような情報は、直接ゲーム用オペレータに、インターネットを介して、ファックスを介して、電話で、その他要望通りに規定され得る。いくつかの実施形態では、お金は、口座に預けられ得る。例えば、物理的な現金は、ゲーム用オペレータに手渡され得、それに応じて、データベースへの登録は、お金が口座にあることを示すように調整され得る。いくつかの実施形態では、口座の電信振替は行われ得、データベースへの登録は、その振替を特定するために行われ得る。

10

**【 0 0 2 0 】**

いくつかの実施形態では、単一の媒介は、多数のゲーム用オペレータ（例えば、携帯ゲーム用プロバイダが多数のカジノを運営したり、各カジノに関する口座を維持し得る）に関する多数の口座に関する情報を維持し得る。いくつかの実施形態では、そのような媒介は、そのような多数の口座に関する口座情報を格納され得る顧客データベースを維持し得る。いくつかの実施形態は、そのようなデータベースに口座の整合性を含み得る。例えば、プレイヤが1つの口座に関連しているそれらの名前又は住所を変更する場合には、その変更は、すべての口座に影響を及ぼすように、顧客データベースを介して伝えられ得る。いくつかの実施形態では、変更は、他の口座に影響を及ぼさない。いくつかの実施形態では、プレイヤは、他の口座（例えば、どの口座に影響が及ぶのかを選ぶために）に変更を伝えてもらうために、ユーザインターフェイスを介してオプションを与えられ得る。

20

**【 0 0 2 1 】**

いくつかの実施形態では、プレイヤが新しい口座を開設する場合に、新しい口座が、顧客データベースにおいてプレイヤによって開設された他の口座とリンクされ得る。例えば、プレイヤが口座（例えば、プレイヤが、過去の口座開設、社会保障番号、運転免許証番号、検索され得る他の固有の識別子からログイン情報を請求され得る）をすでに登録していれば、データベースが、探している口座を開設した直後にプレイヤによって入力された識別子のために検索され得る。新しい口座を開設しているプレイヤの一致がデータベースで見つかれば、新しい口座は、過去に顧客と関連付けされている過去の口座登録やすべての口座に対して関連付けされ得る。そのような関連付けは、整理された顧客プロファイルを維持したり、顧客に説明したり、顧客の口座間でお金を振替えたり、不正行為（例えば、複数の口座利用を同時に監視したり、不正を禁ずる行為に応答を行う）を監視する等の処理を軽減し得る。

30

**【 0 0 2 2 】**

いくつかの実施形態は、カジノで、及び／又は合法なゲーム管轄の中で賭けることに関連し得る。そのような賭けは、1つ以上の開設された口座のお金を使用して行われ得る。データベースは、賭けられたお金、負けたお金、勝ったお金、振替えられたお金等に応答して調整され得る。いくつかの実施形態では、ゲーム管轄及び／又はプロバイダは、他のお金から分離されたいくらかのお金を維持することを要求し得、及び／又は望み得る。そのようなお金の取り扱いは、説明責任、トラッキング、信用度の保証、活動の監視、年齢検証、身元確認等を改善し得る。例えば、いくつかの実施形態では、各ゲーム用プロバイダ（例えば、賭け、賭博場、カジノ、携帯ゲーム用プロバイダの受け手）は、プロバイダを介して賭けをするための自身の口座（例えば、各プロバイダに賭けるために設定された口座）を要求し得る。別の例では、レース用及び／又はスポーツ用口座は、カジノゲーム

40

50

用口座から分離されることに要求され得る。例えば、ユーザがゲーム用プロバイダを介してスポーツ／レース及びカジノゲームの両方の賭けに基づいた口座を置きたいというふうに、スポーツ／レース及びカジノゲームの両方を申し込むゲーム用プロバイダは、スポーツ／レース用口座及びカジノ用口座の両方を開設することをユーザに要求し得る。いくつかの実施形態では、分離した口座は、買い物及び／又はその他お金を費やすことに要求され得る。例えば、賭け用口座は、商品を買うためのお金を費やすことに使用されることを妨げられ得る。いくつかの実施形態では、単一の口座は、2以上のゲーム用プロバイダ、及び／又は2以上の場所を介して2以上の活動に使用され得る。

#### 【0023】

賭け用及び／又は非賭け用の口座と関連し得る場所、ゲーム用プロバイダ、媒介、活動、及び／又は他の特性のいくつかの組み合わせが、要望通りに様々な実施形態に使用され得ると、認識されるべきである。様々な例示的な実施形態は、要望通りにあらゆる方法にも一緒に組み合わせられる得る、限定されない例示として与えられる。例えば、いくつかの実施形態は、4つの別の場所のそれぞれの3つの各活動と関連している3つの分離した口座を含み得る。いくつかの実施形態では、いくつかの口座の種類及び／又は関連の例として、第1の口座は、カジノAでスポーツに賭けることと関連され得、第2の口座は、カジノBでカジノゲームを行うことと関連され得、第3の口座は、店Cで買い物を行うことと関連され得、及び、第4の口座は、金融機関Dで投資することと関連され得る。

10

#### 【0024】

いくつかの実施形態は、1つの口座（例えば、第1の口座、第3の口座）からもう1つの口座（例えば、第2の口座、第4の口座）へのお金の振替を支援することを含み得る。そのようなお金は、口座に預けられたお金、口座に振替えられたお金、賭け活動を介して得られたお金等を含み得る。いくつかの実施形態では、お金が振替えられ得る口座は、振替に対してあるタイミングでユーザが加入しているゲーム用プロバイダ（例えば、ユーザがいるカジノ）と関連している口座を含み得、及び／又は、お金が引き出される口座は、振替に対してあるタイミングでユーザが加入していないゲーム用プロバイダ（例えば、ユーザがいないカジノ）を含み得る。

20

#### 【0025】

いくつかの実施形態では、振替を支援することは、1つの口座からお金を引き出すこと、及び、もう1つの口座にお金を預けることを含み得る。いくつかの実施形態は、そのようなサービス（例えば、各取引、署名手数料等）の手数料を取ることを含み得る。いくつかの実施形態では、そのような振替は、1つ以上のデータベースを変更させることによって支援され得る。いくつかの実施形態では、説明すること、監査すること、及び／又は報告することは、取締機関の要望通りに1つ以上の振替について行われ得る。

30

#### 【0026】

いくつかの実施形態では、支援することは、振替を事前許諾すること、事前許諾した振替を要求すること、事前許諾した金額を振替えること、ユーザが口座から振替を事前許諾することを許可すること等を含み得る。いくつかの実施形態では、支援することは、1つの口座から認識される賭けに応答して、自動的に振替を行うこと、1つの口座からもう1つの口座へ振替を行うこと、賭けを実行するためのお金を振替えること等を含み得る。

40

#### 【0027】

##### 事前許諾の例示

いくつかの実施形態は、お金の振替の事前許諾を含む。事前許諾を含み得る実施形態の記述がそのような事前許諾を含まない実施形態に適用し得ると、認識されるべきである。事前許諾は、ユーザが口座、及び／又は、その口座からもう1つの口座（例えば、特定の他の口座、システムを使用する一連の他の口座、あらゆる口座）に振替えられ得る口座の金額を開設できるようにし得る。

#### 【0028】

いくつかの実施形態は、ユーザがお金の振替を事前許諾し得ることを経由して、インターフェイスを使用してユーザに提供することを含み得る。そのようなインターフェイスは

50

、コンピュータデバイス（例えば、携帯装置、固定装置）を介して提供され得る。そのようなインターフェイスは、ユーザが振替のために事前許諾として口座を開設することを許容し得る。そのようなインターフェイスは、ユーザが口座にある現在の金額までの金額、口座にある金額よりも少ない及び／又は多い金額等も入力することを許容し得る。そのようなインターフェイスは、そのような事前許諾が行われるだろう金額及び／又は口座の指示を含み得る。

#### 【0029】

いくつかの実施形態では、そのような事前許諾は、一般的であり得る（例えば、すべての口座に、媒介によって維持されたすべての口座に）。いくつかの実施形態では、そのような事前許諾は、選択的であり得る（例えば、特定の口座に）。いくつかの実施形態では、ユーザインターフェイスは、ユーザが事前許諾されたお金を振替えられ得る（例えば、口座を選択する、一連の口座を選択する等）場所を特定することを許容し得る。

#### 【0030】

いくつかの実施形態では、そのような事前許諾は、限定された時間（例えば、1分間、5秒間、12時間、1年間、10年間、30分間等）となり得る。いくつかの実施形態では、そのような事前許諾は、それと共に関連した時間制限を有し得ない。いくつかの実施形態では、ユーザインターフェイスは、ユーザが時間制限を選択することを許容し得る。

#### 【0031】

いくつかの実施形態は、口座、及び／又はユーザが振替を事前許諾する口座に関連する口座情報を決定することを含み得る。いくつかの実施形態は、ユーザがそのようなインターフェイスを要求し、及び／又は使用し、事前許諾を完成する等の時に、そのような口座は、ユーザが加入しているゲーム用プロバイダ（例えば、ユーザがいるカジノ）に関連した口座を含み得る。例えば、装置の場所は決定され得、場所はカジノと関連していると決定され得、及び、そのような決定に応答して、口座からのお金は、事前許諾されることを許容され得る。いくつかの実施形態では、アクセスされるアプリケーション、アクセスされるネットワーク、ログインされる装置、ログインされる口座等は、あらゆる口座の事前許諾が作られる場合には、どれになり得るのかを決定するのに使用され得る（例えば、カジノのネットワーク及び／又は装置がログインされれば、カジノ用口座が使用され得る）。

#### 【0032】

ユーザが事前許諾（例えば、口座に関連しているカジノで）に承認されている場所にいれば、いくつかの実施形態は、口座からの事前許諾を許容し得る。いくつかの実施形態は、事前許諾の場所を限定し得ない。機能は、場所の決定に応答して、使用可能になり得、及び／又は禁止され得る。いくつかの実施形態では、様々な情報は、場所の代用として使用され得る。例えば、口座、地理上のフェンス、G P S 座標、三角測量、最新の既知の場所、I P アドレス等にアクセスする方法は、場所を決定することに使用され得る。いくつかの実施形態では、ユーザが承認されたネットワークにアクセスしていない場合には、ユーザは、機能にアクセスすることを妨げられ得る（例えば、エムリゾートネットワークにアクセスしない場合又はロックハードネットワークにアクセスする場合に、エムリゾートの機能を使用できない）。

#### 【0033】

いくつかの実施形態は、例えばユーザがいないカジノ等にユーザが加入していないゲーム用プロバイダ（例えば、事前許諾の要求時、インターフェイスの要求時）に関連した口座からの振替をユーザが事前許諾することを妨げることを含み得る。そのような予防は、インターフェイスの要求を否定すること、事前許諾を無視すること、事前許諾の要求を否定すること等を含み得る。

#### 【0034】

いくつかの実施形態は、ユーザがログインされる口座の事前許諾を許容し得る。いくつかの実施形態は、多数の口座から事前許諾するのに使用され得る单一のサインオンを含み得る。例えば、口座の個別のログインよりもむしろ、单一のサインオンは、多数の口座か

10

20

30

40

50

ら事前許諾するのに使用され得る。媒介によって維持されたすべての口座は、それと共に関連している単一のサインインを有し得る。いくつかの実施形態では、その単一のサインインは、十分な機能（例えば、ユーザがサインインし得、及び、単一のサインインで以前サインインされた口座から賭け得、振替え得、引き出し得る等）を有し得る。いくつかの実施形態では、その単一のサインインは、機能に限定され得る（例えば、ユーザは振替機能、事前許諾機能、維持機能のみを許可し得るが、単一のサインインを使用してサインインされた場合に口座から購入したり、及び／又は賭けを行う機能を許可し得ない）。そのような他の機能を使用するために、ユーザは、口座及び／又はゲーム用プロバイダのレベルサインインを使用して特定の口座に署名するのに要求され得る。機能は、ユーザが口座情報にアクセスするために作成したサインインの種類の決定に応答して許可され得、及び／又は禁止され得る。

#### 【0035】

いくつかの実施形態は、事前許諾の指示を受けることを含み得る。そのような指示は、口座から振替を事前許諾される金額を特定し得る。そのような指示は、事前許諾（例えば、属性、時間、量）のあらゆる特性を含み得る。いくつかの実施形態では、事前許諾は、特定又はデフォルトの金額ではなく、及び／又は加えて、現在及び／将来の口座価値全体と関連し得る。そのような指示は、口座を特定し得る。そのような指示は、そのような許諾の有効期間を特定し得る。そのような指示は、ユーザから受けられ得、インターフェイスを介して要求を入力するユーザに応答してコンピュータデバイスから受けられ得、及び／又は、その他様々な実施形態に望ましい、いかなる装置及び／又は人から受けられ得る。そのような指示は、そのような振替（例えば、振替エージェント）を行ったり、及び／又は、そのようなお金が振替えられる（例えば、いくつかの口座の許諾であるが、すべての口座、特定の口座等の許諾ではない）ことを事前許諾され得る1つ以上の口座を作るために、事前許諾されエンティティを特定し得る。いくつかの実施形態では、そのような情報は、デフォルト値（例えば、特定の口座のすべての事前許諾が同じエージェント、及び／又は1つ以上の口座を許諾し得る）として設定され得る。

#### 【0036】

いくつかの実施形態は、事前許諾を記録し得る。そのような記録は、事前許諾の指示を受けることに応答して起こり得る。例えば、いくつかの実施形態は、特定の金額が特定の口座から振替えられることを事前許諾されたデータベースに記録することを含み得る。いくつかの実施形態は、金額を含み得ないが、むしろあらゆる残高が口座（例えば、すべての流通貨幣、あらゆる将来のお金、デフォルト値、最大値等）から振替えられることを事前許諾されることが許容されることを記録し得る。そのような記録は、口座からの将来の振替を許容するか否かを決定するために、カジノ及び／又は口座のプロバイダによって使用され得る。

#### 【0037】

いくつかの実施形態は、口座（例えば、口座のドル額）の金額の使用を監視することを含み得る。例えば、いくつかの実施形態では、事前許諾された金額は、口座に残っている金額に基づいて調整され得る。事前許諾された口座を決定することができるよう、口座の活動は監視され得る。例えば、口座がそれからすべてのお金を振替えさせることを十分に許諾される場合には、50ドルから100ドルの口座の価値の変化は、事前許諾された口座を増加させる。別の例として、口座がそれから100ドルを振替えさせることを許諾されたり、口座の価値が200ドルから50ドルに下落する場合には、その後50ドルだけが許諾され得る。口座の価値が将来に100ドルまで、又はそれ以上上昇するならば、その後いくつかの実施形態では、100ドルは、再び許諾され得る。他の実施形態では、50ドルのみがそのような増加の後に許諾され得る。

#### 【0038】

いくつかの実施形態は、ユーザが1つの口座からもう1つの口座にお金を振替え、及び振替えられ得るお金に関する情報を提供するインターフェイスを提供することを含み得る。例えば、ユーザが振替制御を選択することによって携帯装置を操作し得、それに応じて

10

20

30

40

50

、お金の振替を許容するインターフェイスは提供され得る。いくつかの実施形態では、そのようなインターフェイスは、多数のゲーム用オペレータ（例えば、口座のサインイン）と関連している多数の口座に、及び／又は当該口座から振替えることを許容し得る。いくつかの実施形態では、そのような口座は、限定された多くの口座（例えば、1つの口座に、特定のゲーム用オペレータと関連している口座に、1つの口座から、特定のゲーム用オペレータと関連している口座から等）に、及び／又は当該口座から振替えることを許容し得る。いくつかの実施形態では、振替先又は振替元の口座は、選択されたソフトウェア（例えば、口座に関連しているアプリ）、使用されたログイン（例えば、口座に関連しているログイン）、場所（口座と関連している場所）に基づいて、要望通りに決定され得る。

#### 【0039】

10

そのようなインターフェイスは、コンピュータデバイス（例えば、スマートフォン、お金が振替えられる口座申込書と関連しているゲーム用プロバイダと異なる第2のカジノのスロットマシン）のインターフェイスを含み得る。そのようなインターフェイスは、1つ以上の口座から許可される金額、1つ以上の口座の身分証明書等を特定し得る。いくつかの実施形態では、利用可能な事前許諾されたお金の合計は、そのようなお金が利用できる口座を特定する追加的な情報を使用して、及び／又は当該情報を使用しないでユーザに示され得る。いくつかの実施形態では、そのような合計は、記録された及び／又は監視された口座、及び／又は事前許諾情報から決定され得る。そのようなインターフェイスは、口座（例えば、ユーザが現在関連しているゲーム用プロバイダと関連している口座）に振替えられる金額を入力するユーザに関する能力を含み得る。いくつかの実施形態では、インターフェイスは、お金が振替えられ得る（例えば、あらゆる口座に、一連の口座に、選択された口座に、特定の口座に、ログイン、場所に基づいた口座に等）個別ソースの口座を特定し得る。そのようなソースの口座の各々は、外部に振替えられ得る額（例えば、事前許諾された額、全額）と関連され得る。例えば、インターフェイスは、お金が振替えられる5つの口座の各々と、それぞれの口座から事前許諾されている各額とを記載し得る。ユーザは、もう1つの口座から及び当該口座にお金を振替える、これらの口座の1つ以上から選択することができ得る。

#### 【0040】

20

いくつかの実施形態は、お金を口座に振替えるための指示（例えば、振替インターフェイスの制御の命令）を受けることを含み得る。そのような指示は、そのようなお金が振替えられるべきである口座を特定し得る。そのような指示は、インターフェイスを介して要求を入力するユーザに応答して受けられ得る。送り先の口座は、ユーザが伝送時間、及び／又はそのような指示の要求と関連されているゲーム用プロバイダに基づいて想定され得る。いくつかの実施形態では、そのような指示は、金額を特定し得る。いくつかの実施形態では、金額は、デフォルトの、最大の、所要の、利用可能な、事前許諾された等の額に基づいて想定され得、及び／又は決定され得る。いくつかの実施形態では、そのような指示は、そのような振替のソースを特定し得る。例えば、1つ以上の特定された口座は、事前許諾された額を特定したインターフェイスの中で提示された。いくつかの実施形態では、そのような指示は、ソース（例えば、お金が、どこからか特定することなく口座に振替えられるべきであることを特定し得る）を特定し得ない。いくつかの実施形態では、そのような指示は、お金が振替えられない（例えば、お金を振替えるのではなく、特定の口座にすべて又はいくらかのお金を残す要求）口座を特定し得る。

#### 【0041】

30

いくつかの実施形態は、資金源、及び／又は資金源に関する情報を決定することを含み得る。ソースは、ユーザによる選択に基づいて、事前許諾された口座に基づいて、場所に基づいて等決定され得る。例えば、いくつかの実施形態は、資金源が事前許諾された十分な資金を有し、及び／又は振替要求を実行できることを決定することを含み得る。いくつかの実施形態は、振替要求（例えば、組み合わされた一連の5つの口座が、振替要求を実行するために事前許諾された十分な額を有する）を実行するために、振替のための事前許諾された十分な額を有する一連の口座を決定することを含み得る。そのような情報は、口

40

50

座及び／又は許諾に関する記録及び／又は監視情報から決定され得る。

#### 【0042】

いくつかの実施形態は、1つ以上の口座からもう1つの口座へのお金の振替を支援することを含み得る。そのような支援は、振替を要求する指示を受けることに応答して実行され得る。そのような支援は、振替を実行すること、資金を要求すること、資金を移動すること、資金を引き受けること、資金を引き出すこと、資金を預けること、資金を制御すること、振替えられる資金を管理すること、データベース登録を調整すること等を含み得る。例えば、いくつかの実施形態は、1つの口座からのお金を制御することや、もう一つの口座のそのお金を預けることを含み得る。別の例として、いくつかの実施形態は、それぞれの金額を各口座からもう1つの口座に振替えるために、5つの口座の各々を管理することを含み得る。いくつかの実施形態では、監査記録は、すべての口座振替のために維持され得る（例えば、口座活動が将来報告されるように、振替のデータベースは維持され得る）。

10

#### 【0043】

いくつかの実施形態では、お金は、いくつかのルールに係る口座に振替えられ得る。例えば、いくつかの実施形態では、1つ以上のルールが満たされないならば、口座の振替は、妨げられ得る。例えば、ユーザは、口座にお金を振替えるために、口座からのお金を賭けることができる要求され得る。別の例として、ユーザは、口座にお金を振替えるために、口座と関連しているカジノにいることを要求され得る。さらに別の例として、ユーザは、ネットワークにアクセスしていること、又はお金を口座に振替えるための口座にログインすることを要求され得る。

20

#### 【0044】

いくつかの例示的な実施形態では、ユーザは、第1の口座からの振替を事前許諾するために、第1の口座に関連している場所に位置されることや、ログインを使用してログインされることを要求され得る。いくつかの実施形態では、ユーザは、第2の口座からの振替を事前許諾するために、第2の口座に関連している場所に位置されることや、第1の口座から第2の口座にお金を振替えるための第2の口座に関連しているログインを使用してログインされることを要求され得る。他の実施形態は、そのような条件のない、より少ない条件、単一のサインイン、他の条件、ネットワーク制約等を含み得る。

30

振替の後に、振替えられたお金は、受容口座に利用され得るが、1つ以上のソースの口座に利用され得ない。いくつかの実施形態は、お金がソース口座や受容口座（いくつかの行動のための、賭けのための、引き出しのための）に利用されない期間を含み得る。例えば、そのような期間は、説明される処理の中で遅延の可能性を許容し得る等、振替がうまく偶然に起きた検証を許容し得、そのような期間は、エラーが生じた場合に、ユーザがソース及び送り先から振替えられたお金を引き出すことを妨げ得る。そのような期間は、処理期間及び／又は伝送時間よりも長くなり得る。そのような期間は、処理期間及び／又は伝送時間に加えて、人為的な時間を含み得る。

#### 【0045】

いくつかの実施形態は、口座及び／又は金額の事前許諾を含み得ない。いくつかの実施形態では、口座は、デフォルトとしてそれらの中の現在の額のために事前許諾され得る。口座のお金は、事前許諾されたり、口座のルールにしたがって要望通りに使用された後に、口座に残り得る。

40

#### 【0046】

媒介であるカントールウォレットのサービス口座を使用して、コスマ、エムリゾートレース、及びスポーツの口座のためのいくつかの振替取引を示し得るいくつかの例示的な表を示す。

【表1】

顧客の活動	顧客における エムカジノの アールアンド エスの残高	顧客における コスモの アールアンド エスの残高	カントール ウォレットの 許諾価格	すべての 顧客口座の 総残高
<b>1日目</b>				
顧客は、物理的に100ドルを エムカジノのアールアンドエスの口座に預ける。	\$100.00	\$0.00	\$0.00	\$100.00
顧客は、エムカジノのアールアンドエス賭けで50ドル得る。	\$150.00	\$0.00	\$0.00	\$150.00
顧客は、友人に会うが、そこで賭けを続けないために、 エムを出て、コスモに行きたいと思う。 顧客は、ウォレットに50ドルを事前許諾する。	\$150.00	\$0.00	\$50.00	\$150.00
顧客は、コスモにログインして、仲介の会社は、 事前許諾されたウォレットを介して50ドルを コスモのアールアンドエスの口座に振替える。	\$100.00	\$50.00	\$0.00	\$150.00
顧客は、コスモで賭けている25ドルを失い、 その日を休む。	\$100.00	\$25.00	\$0.00	\$125.00
<b>2日目</b>				
顧客は、それらが（エムカジノのみの残高）利用可能な 100ドルのみを用いてエムカジノにログインする。	\$100.00	\$25.00	\$0.00	\$125.00
顧客は、エムカジノのアールアンドエスで100ドルすべてを失う。 顧客は、コスモにある25ドルを利用する権利を有しない。	\$0.00	\$25.00	\$0.00	\$25.00
顧客は、物理的に200ドルをエムカジノの アールアンドエスの口座に預ける。	\$200.00	\$25.00	\$0.00	\$225.00
顧客は、エムカジノのアールアンドエスの賭けで 100ドル得る	\$310.00	\$25.00	\$0.00	\$335.00
次の日に賭ける場所を決定しなかったので、 顧客は、エムを出て、エムカジノのアールアンドエスの 残高全体を事前許諾したいと思う	\$310.00	\$25.00	\$310.00	\$335.00
<b>3日目</b>				
顧客は、コスモにログインして、仲介の会社は、 事前許諾されたウォレットを介して310ドルを コスモのアールアンドエスの口座に振替える。	\$0.00	\$335.00	\$0.00	\$335.00
顧客は、コスモで賭けて200ドルを失う。	\$0.00	\$135.00	\$0.00	\$135.00

10

20

30

【表 2】

顧客の活動	顧客におけるエムカジノのアールアンドエスの残高	顧客におけるコスモのアールアンドエスの残高	カントールウォレットの許諾価格	すべての顧客口座の総残高
<b>1日目</b>				
顧客は、物理的に100ドルをエムカジノのアールアンドエスの口座に預ける。	\$100.00	\$0.00	\$0.00	\$100.00
顧客は、エムカジノのアールアンドエス賭けで50ドル得る。	\$150.00	\$0.00	\$0.00	\$150.00
顧客は、その日を休んで、ウォレットに150ドルを事前許諾する予定である。	\$150.00	\$0.00	\$150.00	\$150.00
顧客は、エムカジノで賭け続けて、100ドルを失う。	\$50.00	\$0.00	\$50.00	\$50.00
顧客は、エムカジノを出る。	\$50.00	\$0.00	\$50.00	\$50.00
<b>2日目</b>				
顧客は、エムにログインし、仲介の会社の150ドルの振替を試みる。振替は、不十分な資金を拒否する。50ドルだけ今利用可能とする通知である。	\$50.00	\$0.00	\$50.00	\$50.00
顧客の仲介の会社は、コスモのアールアンドエスの口座に50ドルを振替える。	\$0.00	\$50.00	\$0.00	\$50.00
顧客は、コスモで賭けで50ドルを失う。	\$0.00	\$25.00	\$0.00	\$25.00

10

20

【表 3】

顧客の活動	顧客におけるエムカジノのアールアンドエスの残高	顧客におけるコスモのアールアンドエスの残高	カントールウォレットの許諾価格	すべての顧客口座の総残高
<b>1日目</b>				
顧客は、物理的に100ドルをエムカジノのアールアンドエスの口座に預ける。	\$100.00	\$0.00	\$0.00	\$100.00
顧客は、エムカジノのアールアンドエス賭けで50ドル得る。	\$150.00	\$0.00	\$0.00	\$150.00
顧客は、その日を休んで、ウォレットに150ドルを事前許諾する予定である。	\$150.00	\$0.00	\$150.00	\$150.00
顧客は、エムカジノで賭け続けて、100ドルを失う。	\$250.00	\$0.00	\$150.00	\$250.00
顧客は、エムカジノを出る。	\$250.00	\$0.00	\$150.00	\$250.00
<b>2日目</b>				
顧客は、エムにログインし、仲介の会社の150ドルの振替を試みる。振替は、不十分な資金を拒否する。50ドルだけ今利用可能とする通知である。	\$250.00	\$0.00	\$150.00	\$250.00
顧客の仲介の会社は、コスモのアールアンドエスの口座に150ドルを振替える。	\$100.00	\$150.00	\$0.00	\$250.00
顧客は、コスモで賭けで25ドルを失う。	\$100.00	\$125.00	\$0.00	\$225.00

30

40

【0048】

媒介であるカントールウォレットのサービス口座を使用して、コスモ、エムリゾートレス、及びスポーツの口座、及びコスモカジノ賭け口座のためのいくつかの振替取引を示し得るいくつかの例示的な表を示す。

【表4】

顧客の活動	顧客におけるエムカジノのアールアンドエスの残高	顧客におけるコスモのアールアンドエスの残高	顧客におけるコスモのダブルジーエスの残高	カントールウォレットの許諾価格	すべての顧客口座の総残高
<b>1日目</b>					
顧客は、アールアンドエスのエム口座の500ドルでエムカジノにログインする。	\$500.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$500.00
顧客は、エムカジノのアールアンドエス賭けで50ドル得る。	\$550.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$550.00
顧客は、携帯ゲーム用口座にある200ドルを使用して、ウォレットに200ドル全部を事前許諾する。	\$550.00	\$0.00	\$0.00	\$200.00	\$550.00
顧客の仲介の会社は、エムカジノのダブルジーエスの口座に200ドルを振替える。	\$350.00	\$0.00	\$200.00	\$0.00	\$550.00
顧客は、ダブルジーエスでプレイし20ドルを得る。	\$350.00	\$0.00	\$220.00	\$0.00	\$570.00
顧客は、アールアンドエスのエムカジノの口座で賭けで350ドル全部を失う。	\$0.00	\$0.00	\$220.00	\$0.00	\$220.00
顧客は、ダブルジーエスをログアウトし、ウォレットに220ドル全体を事前許諾する。	\$0.00	\$0.00	\$220.00	\$220.00	\$220.00
顧客の仲介の会社は、エムカジノのアールアンドエスの口座に220ドルを振替える。	\$220.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$220.00

10

20

いくつかの実施形態では、顧客がコスモレース及びスポーツ口座を使用することを望む場合には、顧客は、上述したように事前許諾することや振替えることによって、お金をエム口座から直接そこに振替えることができただろう。いくつかの実施形態では、顧客は、事前許諾することなく、仲介の会社に振替え得る。だから、顧客は、そのような振替を事前許諾することなく、コスモ口座との間でお金を振替えることができただろう。いくつかの実施形態では、仲介の会社の口座の事前許諾は、記載された仲介の会社の振替と同様に、要求され得る。

#### 【0049】

事前許諾、事前許諾の様々な形式、事前許諾の様々な制約／ルール／機能、及び／又は本願明細書に記載された実施形態の様々な他の要素を使用する様々な例示的な実施形態は、限定されず、あらゆる組み合わせ、変更で使用され得、又は、様々な実施形態の中で要望通りに全く使用され得ないと、認識されるべきである。

30

#### 【0050】

##### 通過の例示

いくつかの実施形態は、お金が、そのような振替の個別の要求なしで、伝送の通過中に振替えられることを許容し得る。例えば、口座が賭けをするのに十分なお金を有しない場合に口座から賭けをするための要求は、賭け額を埋め合わせるために口座に振替を行うための要求として作用し得る。そのような通過の振替を許容し得る実施形態の説明が、そのような通過の振替を許容し得えない実施形態に適用し得ると、認識されるべきである。

40

#### 【0051】

いくつかの実施形態は、口座からの金額を使用する要求を受けることを含み得る。例えば、そのような要求は、金額を使用して賭けをする要求を含み得る。そのような要求は、ユーザの活動（例えば、カジノ又はスポーツ賭けをするユーザ）に応答して装置から受けられ得る。

#### 【0052】

いくつかの実施形態は、金額が口座で利用できることを決定することを含み得る。そのような決定は、所要の額を口座で利用できる額と比較することによって（例えば、口座の内容に関するデータベースへの登録を受けられた額の指示と比較することによって）行われ得る。いくつかの実施形態は、過剰な額（すなわち、口座で利用できないことを要求

50

された額)を決定することを含み得る。

#### 【0053】

いくつかの実施形態は、そのような額が口座で利用できないことの決定に応答して、もう1つの口座から口座へのお金の振替を支援することを含み得る。いくつかの実施形態は、1つ以上の口座から口座に過剰な額を振替えることを含み得る。いくつかの実施形態では、それらの中で利用可能な額を事前許諾された1つ以上の口座は、そのような振替のためのソースの口座として使用され得る。いくつかの実施形態では、比例額は、振替えられ得る。いくつかの実施形態では、好適な口座は、第1から振替えられ得る。いくつかの実施形態では、事前許諾された最大の金額を有する口座は、第1から振替えられ得る。ソースの口座の配分を決定するあらゆる方法が使用され得ると、認識されるべきである。

10

#### 【0054】

いくつかの実施形態では、振替額は、賭けの要求を実行することに使用され得る。いくつかの実施形態では、ユーザはそのような取引を通知され得、承認はユーザからの要求になり得、及び/又は、そのような取引はユーザに分かり易く生じ得る。いくつかの実施形態では、資金を使用するための要求が作成されるが、利用可能な不十分な資金がある場合には、自動的な資金の振替に加えて、及び/又は当該振替の代替として、ユーザは、行われるそのような振替を要求するオプションが与えられ得る。例えば、事前許諾されたお金が他の口座からの振替のために利用できる指示は、口座に過度なお金を使用する要求に応答して、インターフェイスを介してユーザに示され得る。いくつかの実施形態では、事前許諾されたお金の命令は、口座の額、事前許諾が放置されている時間、好適な口座の始まり、アルファベット順の命令に基づいて行われ得たり、ユーザの定義された命令に基づいて行われ得る。

20

#### 【0055】

##### 振替の例示

図1は、いくつかの実施形態で使用され得る例示的な装置を示す。あらゆる組み合わせのいかなる装置が、様々な実施形態で使用され得、図1の例示が限定されない例示として与えられると、認識されるべきである。1つ以上の装置は、あらゆる組み合わせで本願明細書に記載された機能及び/又は方法を実行したり、又は支援するのに使用される。

#### 【0056】

図1に示されるように、いくつかの実施形態は、第1の口座101に関与しているエンティティを含み得る。そのようなエンティティは、サーバ、プログラム、コンピュータデバイス、カジノ等を含み得る。第1の口座に関与しているそのようなエンティティは、口座を開設し得、口座に預けるお金を受け、口座の賭けを受け、口座の残高を調整する等し得る。いくつかの実施形態では、第1の口座に関与しているエンティティは、事前許諾された額の指示を受け、口座に事前許諾された額を監視する等し得る。いくつかの実施形態では、事前許諾された額の指示は、そのようなエンティティによって受けられ得る。そのような指示は、ユーザから、携帯装置から、コンピュータデバイスから等103を受けられ得る。いくつかの実施形態では、エンティティ101は、カジノ、携帯ゲーム用プロバイダ、ゲーム用オペレータ等を含み得る。いくつかの実施形態では、そのようなエンティティは、様々な機能(例えば、エンティティ105)のための媒介を使用し得る。そのような媒介は、口座を維持し、ゲーム用サーバをエンティティ101の顧客に提供し、振替を支援する等し得る。

30

#### 【0057】

図1に示されるように、いくつかの実施形態は、資金振替エージェント(例えば、財布のエンティティ)105を含み得る。資金振替エージェントは、1つの口座からもう1つの口座への資金の振替を支援し得る。資金振替エージェントは、1つ以上の口座にある事前許諾された額、利用可能な額等に関する情報を監視し得、及び/又は維持し得る。いくつかの実施形態では、資金振替エージェントは、事前許諾の指示によっていつかユーザの代わりに、第1の口座を変更するための事前許諾されたエンティティになり得る。資金振替エージェントは、1つ以上のゲーム用プロバイダの存在を維持し、及び/又はその他1

40

50

つ以上のゲーム用プロバイダに口座をアクセスするための適合性を維持し得る。いくつかの実施形態では、資金振替エージェントは、すべて又はいくつかの口座に関与し得る（例えば、ゲーム用オペレータの代わりに、ゲーム用オペレータとして等）。

#### 【0058】

図1に示されるように、いくつかの実施形態は、第2の口座107に関与しているエンティティを含み得る。そのようなエンティティは、サーバ、プログラム、コンピュータデバイス、カジノ等を含み得る。第2の口座に関与しているそのようなエンティティは、口座を開設し、口座に預けるお金を受け、口座の賭けを受け、口座の残高を調整する等し得る。そのようなエンティティは、資金を第2の口座に振替える要求を受け得る。そのようなエンティティは、その要求を資金振替エンティティ、及び／又は第1口座に関与しているエンティティに振替え得る。他の実施形態では、そのようなエンティティは、全くそのような要求を受け得ない。そのような要求は、ユーザ、携帯装置、コンピュータデバイス等103から受けられ得る。いくつかの実施形態では、エンティティ107は、エンティティ105の一部を含み得る。例えば、エンティティ107は、カジノ、ゲーム用オペレータ、それ自身等の口座を管理する媒介として作用し得る。

10

#### 【0059】

いくつかの実施形態では、資金振替エージェントは、金額を第2の口座に振替える要求の指示を受け得る。そのような要求は、ユーザ、携帯装置、コンピュータデバイス等から受けられ得る。そのような要求は、第2の口座に関与しているエンティティから受けられ得る。他の実施形態は、資金振替エンティティによってそのような要求を受けることを含み得る。

20

#### 【0060】

いくつかの実施形態は、第1の口座から第2の口座へのお金の振替を支援することを含み得る。例えば、資金振替エージェントは、第1の口座に関与しているエンティティから資金を要求し得、エンティティから資金を受け得、及び資金を第2の口座に関与しているエンティティに与え得る。もう1つの例として、資金振替エージェントは、資金を第2の口座に関与しているエンティティに振替えるために、第1の口座に関与しているエンティティを求め得る。第1の口座に関与しているエンティティは、そのような振替を行え得る。第1の口座に関与しているエンティティ、資金振替エージェント、及び／又はあらゆる他の振替は、そのような振替を行う前に、資金振替エージェントがユーザの代わりにそのような振替を行い、及び／又は要求することを許可されること、資金振替エージェントがエンティティの1つ以上のルールを満たすこと、十分なお金が許諾され、及び／又は利用できること等を決定し得る。

30

#### 【0061】

第2の口座に関与しているエンティティは、資金を受け得、第2の口座に資金を預け得る。ユーザは、そのような振替が第2の口座、資金振替エージェント、及び／又はあらゆるエンティティに関与しているエンティティによって完成されていることを通知され得る。

#### 【0062】

いくつかの実施形態では、資金振替エージェントは、資金を保有し得ない。資金振替エージェントは、顧客の口座の間で資金振替の管理に関与し得る。資金振替エージェントは、要望されて、実行済みの事前許諾の要求における監査記録を維持し得る。

40

#### 【0063】

いくつかの実施形態では、第1の口座に関与しているエンティティ及び第2の口座に関与しているエンティティは、同一のエンティティ（例えば、2つの口座を維持している同一のカジノ、個別の口座を維持している単一のプログラム）であり得る。いくつかの実施形態では、エンティティ101、105、及び107は、同一のエンティティであり得る。例えば、単一の媒介は、多数のゲーム用オペレータに関連した口座に対して、経営し、設置し、お金を振替える等をし得る。そのような媒介は、レース、スポーツ、及び／又はカジノのゲーム用機能をゲーム用オペレータのゲストに申し込み得る。そのような実施形

50

態では、エレメント 101 及び 107 は、システムの機能エレメント（例えば、モジュール、データベーステーブル等）と見なされ得る。いくつかの実施形態では、エレメント 105 は、他のモジュール間の相互作用を許容するモジュールと考えられ得る。

#### 【0064】

実施形態のエレメントの間、及び／又は間の伝達は、伝達ネットワーク、インターネット、バス、アプリケーションプログラミングインターフェース、ワイヤレスネットワーク、ローカルエリアネットワーク等を介して行われ得る。

#### 【0065】

いくつかの実施形態では、エンティティは、ゲーム用サービスを提供し得る（例えば、賭けを受ける、成果を決定する、指示を提供する、口座を調整する、ゲームを提供する、賭けを解消する、賭けを申し出る、ゲームをする等）。例えば、エンティティ 101 は、顧客にカジノゲーム、及び／又はレース及びスポーツ賭けを申し出る。いくつかの実施形態では、エンティティ 105 は、101 及び 107 の各々の顧客に金品を与え得る。金品は、使用されている口座に基づいて異なり得る。口座は、そのような金品で賭けをするに使用され得る。

#### 【0066】

図 1 の例示的な実施形態が限定されない例示として与えられ得るだけであり、他の実施形態があらゆるエンティティ、又はあらゆる方法であらゆる所望の機能を実行するエンティティを含み得ると、認識されるべきである。

#### 【0067】

##### 例示的な処理

図 2 は、いくつかの実施形態で行われ得る例示的な処理を示す。そのような処理は、例えば、サーバ、ゲートウェイ、携帯装置等の 1 つ以上のコンピュータデバイスによって実行され得る。そのような方法は、1 つ以上の非一時的な媒介に格納されている 1 つ以上の命令に具体化され得る。いくつかの実施形態では、複数の命令をさらに格納している非一時的な媒介は、命令が実行される場合に、装置に処理を実行させ得る。

#### 【0068】

いくつかの実施形態は、プレイヤが第 1 のゲーム用オペレータと関連している第 1 の賭けを行い得る第 1 の口座を開設することを含み得る。いくつかの実施形態では、第 1 のゲーム用オペレータと関連している賭けは、第 1 のゲーム用オペレータがいくらかのお金に起因している、少なくとも 1 つ以上の賭け（例えば、携帯ゲーム用プロバイダがゲーム用オペレータといいくらかの手数料を共有することに同意していることに対する、携帯装置のゲーム用オペレータのブランドアプリケーションで作られる賭け）、第 1 のゲーム用オペレータに行わせる賭け（例えば、プレイヤとゲーム用オペレータとの間での賭け）、第 1 のゲーム用オペレータの属性の第 1 のゲーム用オペレータによって許諾された賭け（例えば、第 1 のゲーム用オペレータが、それら自身でそれらの前提を申し出たり又は許諾し、あるいは、いくつかの媒介を介して例えば携帯ゲーム用オペレータ及び／又はスポーツギャンブル用オペレータに申し出たり又は許諾する賭け）を含む。

#### 【0069】

いくつかの実施形態は、第 1 の口座の預金を受けることや、預金を含む第 1 の口座の残高を調整することを含み得る。例えば、データベースは、預金に基づいて更新された残高を反映して調整され得る。預金は、例えば、自動発券機、人等の現金預金を含み得る。預金は、例えば、口座、及び／又は他の口座からの電子預金を含み得る。

#### 【0070】

いくつかの実施形態は、プレイヤが第 2 のゲーム用オペレータと関連している第 2 の賭けを行い得る第 2 の口座を開設することを含み得る。いくつかの実施形態では、第 1 のゲーム用オペレータは第 1 のカジノを含み、第 2 のゲーム用オペレータは第 2 のカジノを含む。賭けをすることは、偶然性及び／又は技能のゲームの潜在的な報酬のための危険にお金をさらすことを含み得る。いくつかの実施形態は、カジノゲーム、カードゲーム、トーナメント、スロット、スポーツくじ、及び／又はあらゆる他の種類の賭博を含み得る。ゲ

10

20

30

40

50

ーム用オペレータ及び／又は媒介（例えば、携帯ゲーム、スポーツギャンブル、口座の振替サービス、口座の保守サービス、及び／又は他のサービスを提供するために、カジノで処理する携帯ゲーム用プロバイダ）は、賭け、ゲーム活動等を特定する情報を受け得る。結果は、決定されて、プレイヤに送り返され得る。残高は、そのような成果及び／又はそのような賭けに応答して調整され得る。

【0071】

いくつかの実施形態は、第1の口座の残高を特定するプレイヤに情報を提示することを含み得る。例えば、ユーザインターフェイスは、口座の金額を携帯装置のユーザに示し得る。そのような情報は、伝達ネットワークを介してサーバから携帯装置へ伝送され得る。

【0072】

いくつかの実施形態は、残価の少なくとも一部が第2の口座への振替に利用できるはずとの指示をプレイヤから受けることを含み得る。例えば、プレイヤは、携帯装置のユーザインターフェイス、自動発券機等を介してそのような要求を提出し得る。そのような要求は、時間、額、ゲーム用オペレータ、及び／又はあらゆる所望の特性を特定し得る。そのような要求は、特定のログインを介して、及び／又は特定の場所でアクセスすることに限定され得る。

【0073】

いくつかの実施形態は、少なくとも一部が利用できるはずとの指示に応答して、少なくとも一部が振替の事前許諾がされたことを特定する情報を格納することを含み得る。いくつかの実施形態では、少なくとも一部は、送り先の口座等を特定するために、限定された期間の事前許諾がされる。そのような情報は、所望の特性を使用して事前許諾されたり、将来の振替に利用できる額を特定するために、データベースに格納され得る。

【0074】

いくつかの実施形態では、プレイヤが第1の口座と第2の口座との間でのお金の振替を要求し得ることを介して、ユーザインターフェイスをプレイヤに提示することを含み得る。そのような要求は、特定のログインを介して、及び／又は特定の場所でアクセスすることに限定され得る。そのような要求は、事前許諾された額までの要求を含み得る。それ以上は、振替を妨げられ得る。超過分は、振替を妨げられ得るが、要求が大部分の額である場合にはその額まではまだ振替えられ得る。

【0075】

いくつかの実施形態は、第1の口座から第2の口座へ第1の金額を振替える要求を受けることを含み得る。いくつかの実施形態では、振替の要求は、賭け時に第2の口座の残高を超える額の賭けを含む。例えば、ユーザが口座にあるより多いお金を賭けた場合に、その賭けは、システムによって、賭けられた額を埋め合わせるためにお金を口座に振替える要求として解釈され得る。応答のシステムは、あらゆる優先メカニズムを使用して、1つ以上の事前許諾された口座から必要とされたお金を振替え得る。

【0076】

いくつかの実施形態は、振替の要求を受けることに応答して、金額が少なくとも一部よりも少なく、又は同一であることを決定することを含み得る。いくつかの実施形態は、そのような活動を含み得ないものの、事前許諾された額までできる限り振替え得る。

【0077】

いくつかの実施形態は、額が少なくとも一部よりも少なく、又は同一であることを決定することに応答して、金額を第1の口座から第2の口座へ振替えることを含み得る。いくつかの実施形態では、お金の振替の要求に応答して生じ得る。

【0078】

いくつかの実施形態は、第2の口座を使用して行われる賭けを許容することを含み得る。そのような賭けは、第2のゲーム用プロバイダと関連して行われ得るが、第1のゲーム用プロバイダと関連して行われ得ない。そのような賭けは、公認された一連のイベントに関連している賭けを含み得る。

【0079】

10

20

30

40

50

いくつかの実施形態は、賭けの成果を決定することや、成果に応答して第2の口座の残高を調整することを含み得る。例えば、サーバは、賭け及び／又はゲーム活動を受け得、ゲーム及び／又は賭けの成果を決定し得、応答して口座を調整し得る。

#### 【0080】

いくつかの実施形態は、第1の口座を振替える要求を受ける前であり、且つ少なくとも一部が振替の事前許諾がされたことを特定する情報を格納した後に、第1の口座を使用して行う複数の賭けの成果を決定することを含み得る。口座の残高は、そのような賭けに応答して調整され得る。いくつかの実施形態では、残高を調整することは、少なくとも一部以下に残高を減らすことを含む。いくつかの実施形態は、成果に応答して第1の口座の残高を調整することに応答して、残高までの額のみが事前許諾されたことを示す格納された情報を調整することを含み得、その金額は、残高よりも少なく又は同一である。

10

#### 【0081】

いくつかの実施形態は、第1の口座に振替える要求を受ける前に、第1の口座を使用して行う第2の複数の賭けの第2の成果を決定することや、成果に応答して第1の口座の残高を調整することを含み得る。口座の残高は、そのような賭けに応答して調整され得る。残高を調整することは、少なくとも一部以上に残高を増やすことを含む。いくつかの実施形態は、成果に応答して第1の口座の残高を調整することに応答して、金額が残高よりも少なく又は同一となる金額の振替を許容することを含み得る。

#### 【0082】

いくつかの実施形態は、プレイヤが第3のゲーム用オペレータと関連している第3の賭けを行い得る第3の口座を開設することを含み得る。いくつかの実施形態では、ユーザインターフェイスは、第1の口座から第2の口座及び第3の口座のいずれかにお金を振替えることを許容する。いくつかの実施形態では、残高の少なくとも一部が振替に利用できるはずとの指示は、振替が第2の口座にのみ許容されることを特定し、その場合に、ユーザインターフェイスが第1の口座から第2の口座のみへのお金の振替えを許容する。

20

#### 【0083】

いくつかの実施形態は、プレイヤの第1の場所を決定することや、第1の場所に基づいて第1の口座を使用して賭けることを許容することを含み得る。いくつかの実施形態は、プレイヤの第2の場所を決定することや、第2の場所に基づいて第2の口座を使用して賭けることを許容することを含み得る。

30

#### 【0084】

いくつかの実施形態は、ゲーム用サービスにアクセスするプレイヤを介して第1のネットワークを決定することや、第1のネットワークに基づいて第1の口座を使用して賭けることを許容することを含み得る。いくつかの実施形態は、ゲーム用サービスにアクセスするプレイヤを介して第2のネットワークを決定することや、第2のネットワークに基づいて第2の口座を使用して賭けることを許容することを含み得る。

#### 【0085】

いくつかの実施形態は、ゲーム用サービスにアクセスするために、プレイヤによって使われた第1のログインを決定することや、第1のログインに基づいて第1の口座を使用して賭けることを許容することを含み得る。いくつかの実施形態は、ゲーム用サービスにアクセスするために、プレイヤによって使われた第2のログインを決定することや、第2のログインに基づいて第2の口座を使用して賭けることを許容することを含み得る。

40

#### 【0086】

いくつかの実施形態は、第1のログインに基づいて第1の口座からの事前許諾を許容すること、第1のログインに基づいて第2の口座が事前許諾することを妨げること、及び、第2のログインに基づいて第2の口座の振替を許容することを含み得る。よって、そのような実施形態では、口座の機能は、ログインに基づいて限定され得る。そのような機能は、媒介が複数の顧客（例えば、ゲーム用オペレータ）のために、ゲーム用及び／又は口座のサービスを提供したり、口座の使用量及び／又は機能を分離することを許容し得る。例えば、プレイヤは、各ゲーム用オペレータのための個別のログインを有し得、ログインが

50

使われることに基づいて、プレイヤは、様々な口座の機能の様々なレベルを与えられ得る。いくつかの実施形態では、ログインはユーザによって選択され、場所によって限定され、使用されたアプリケーションによって決定され、アクセスされたゲートウェイによって決定される等し得る。

#### 【0087】

いくつかの実施形態は、第3のログインがシステムにアクセスするためにプレイヤによって使用されることを決定すること、第3のログインに基づいて第1の口座を使用して賭けることを妨げること、第3のログインに基づいて第2の口座を使用して賭けることを妨げること、及び、振替が第3のログインに基づいて第1の口座及び第2の口座の両方から事前許諾することを許容することを含み得る。よって、いくつかの実施形態では、単一のログインは、ユーザが多数の口座と関連している機能を制御することを許容し得る。そのようなログインは、賭けのための限定された機能を有し得るが、他の機能を許容し得ない。よって、単一のログインは、ユーザがログインの切り替えなしで事前許諾し、お金を振替えることを許容し得る。いくつかの実施形態では、そのような単一のサインインは、1つ以上のゲーム用オペレータの機能を賭けることを含み得る。

10

#### 【0088】

図2が示されて、限定されない例示のみとして詳しく述べられることや、様々な実施形態が一部、何もない、すべて、別の、別々に整理された、別の等の活動及び／又は処理を含み得ると、認識されるべきである。

#### 【0089】

20

図3は、いくつかの実施形態で行われ得る例示的な処理を示す。そのような処理は、例えば、サーバ、ゲートウェイ、携帯装置等の1つ以上のコンピュータデバイスによって行われ得る。そのような方法は、1つ以上の非一時的な媒介に格納されている1つ以上の指示で具体化され得る。いくつかの実施形態では、その上に複数の指示を格納した非一時的な媒介は、指示が実行された場合に装置に処理を実行させる。

#### 【0090】

いくつかの実施形態は、プレイヤの第1の場所を決定することを含み得る。いくつかの実施形態では、プレイヤによってゲーム用サービスをアクセスするのに使用された1つ以上のネットワーク、プレイヤによって使用された装置のIPアドレス、プレイヤが位置する地理上のフェンス、プレイヤのGPSの位置、及びゲーム用サービスにアクセスするプレイヤによって使用されたログインに基づいて場所が決定される。

30

#### 【0091】

いくつかの実施形態は、装置によって維持されて、第1の場所で制御する第1のゲーム用オペレータと関連している賭けを行うプレイヤによってアクセスされ得る第1の口座を決定することを含み得る。例えば、携帯ゲーム、スポーツギャンブル、及び／又は会計システムは、カジノに位置されること、カジノにブランドのついたアプリケーションを使用すること、カジノのネットワークを使用すること、カジノと関連しているログインを使用すること等に基づいて、ユーザが特定の口座から賭けをし得ることを決定し得る。そのような賭けは、第1のゲーム用オペレータに対抗して、いくつかの他の関係者（例えば、携帯ゲーム用オペレータ、スポーツギャンブル、他のプレイヤ）に対抗して行われ得る。

40

#### 【0092】

いくつかの実施形態は、第1の口座を決定することに応答して、ユーザが第1の口座のお金を使用する第1のゲーム用オペレータと関連している賭けをすることを許容することを含み得る。

#### 【0093】

いくつかの実施形態は、第1の金額の合計を第1の口座からプレイヤに所有され、且つ装置によって維持される一連の口座への1つ以上の将来の振替を許可するための第1の要求を受けることを含み得る。

#### 【0094】

いくつかの実施形態は、第1の要求を受けた後に、プレイヤの第2の口座を開設するた

50

めの第2の要求を受けることを含み得る。

【0095】

いくつかの実施形態は、第2の口座を開設することを含み得、その場合に、第2の口座は、第2の場所で制御する第2のゲーム用オペレータに関連している賭けをするプレイヤによってアクセルされ得る。いくつかの実施形態では、第2の口座は、第1のゲーム用オペレータと関連している賭けをするのに使用されることができず、その場合に、第2の場所は、第1の場所と異なる。いくつかの実施形態では、第1の口座は、第2のゲーム用オペレータと関連している賭けをするのに使用されることができない。いくつかの実施形態では、第1の口座は、カジノに賭ける口座を含み、第2の口座は、レース及びスポーツくじの口座を含む。

10

【0096】

いくつかの実施形態は、第2の口座を開設した後に、第2の金額を第1の口座から第2の口座へ振替えるための第3の要求を受けることを含み得る。

【0097】

いくつかの実施形態は、第2の額が第1の額よりも少なく、又は同一であることを決定することを含み得る。

【0098】

いくつかの実施形態は、第2の額が第1の額よりも少なく、又は同一であることを決定することに応答して、第1の口座から第2の口座への第2の額の振替を支援することを含み得る。いくつかの実施形態では、そのような振替は、事前許諾された額までの要求に応答して生じ得る。

20

【0099】

いくつかの実施形態は、プレイヤの第2の場所を決定することを含み得る。いくつかの実施形態は、第2の場所を決定することに応答して、プレイヤが第2の口座のお金を使用して第2のゲーム用オペレータと関連している賭けをすることを許容する。

【0100】

いくつかの実施形態は、プレイヤに関する情報を保持するデータベースを介して第1及び第2の口座をプレイヤと関連付けることを含み得る。例えば、顧客データベースは、プレイヤに関する情報を格納し得、口座及び口座間のプレイヤに関する情報を関連付け得る。

30

【0101】

いくつかの実施形態は、第1のゲーム用オペレータからプレイヤ情報の変更を受けることを含み得、プレイヤに関する情報がゲーム用オペレータ間で一貫するように、維持された情報を調整し得る。いくつかの実施形態では、情報は、少なくとも1つ以上のプレイヤのアドレス、プレイヤの運転免許証番号、プレイヤの社会保障番号、及びプレイヤの名前を含む。例えば、プレイヤは、新しいゲーム用オペレータに関する新しい口座を開設し得、新しい形式のID（例えば、運転免許証）を特定し得る。そのような新しい形式のIDは、プレイヤのためにプレイヤに関する事前の情報（例えば、社会保障番号）と共にデータベースに記録され得る。

【0102】

40

いくつかの実施形態は、第2のゲーム用オペレータと関連している第2の場所に基づいて振替を許容することを含み得る。いくつかの実施形態では、場所は、無関係であり得る。いくつかの実施形態は、場所に関する代替又はプロキシに加えて、及び／又は当該代替又はプロキシとして、ログイン、装置、アプリケーション等を含み得る。

【0103】

いくつかの実施形態は、第1の額を第2の額まで減らすことを含み得、また減らされた第1の額まで振替を許容し得る。よって、額が振替えられると、事前許諾された額は、下げられ得る。

【0104】

図3が示されて、限定されない例示のみとして詳しく述べられることや、様々な実施形

50

態が一部、何もない、すべて、別の、別々に整理された、別の等の活動及び／又は処理を含み得ると、認識されるべきである。あらゆる図及び／又は実施形態に関して詳しく述べられた特徴が他の実施形態、及び／又は図と組み合わせて共に使用されると、認識されるべきである。例えば、図2及び図3の1つ以上の特徴は、いくつかの実施形態における図1のシステムの1つ以上の特徴と共に使用され得る。

#### 【0105】

##### 追加の例示

いくつかの実施形態は、1つの口座からのお金が振替えられ得、お金がもう1つの口座に振替えられ得る連結口座を支援することを含み得る。そのような連結口座は、1つ以上の口座、及び／又は信頼できる第3の関係者によって維持され得る。そのような連結口座は、カジノ用口座のユーザがゲーム用関連資金を1つのカジノ用口座から連結口座へ、及び他のカジノゲームのもう1つのカジノ用口座に振替えることを許容し得る。

#### 【0106】

いくつかの実施形態では、単一の口座は、その他帳簿を占め得ない複数のカジノ又はゲーム用プロバイダにわたって使用され得る。そのような単一の口座は、複数のカジノの各々の口座として活動し得る。例えば、賞金は、特定のカジノの口座を介して単一の口座に入り得る。賭けは、単一の口座からカジノ用口座に振替えられ得、その上ゲームで行われる。そのような入りは、ユーザに透過的に生じ得る。そのような入りは、獲得することに応答して、賭けに応答して、口座のお金の提出に応答して生じ得る。

#### 【0107】

連結及び／又は単一の口座に出入りする各取引の監査は、各口座、各賭け、及び各成果の各取引を記録することによって支援され得る。

#### 【0108】

実施形態の通過を介する取引は、各カジノと連結口座のオペレータとの間で合意に基づいて生じ得る。そのような合意は、資金の振替を介して直接的通過を許容するAPIの形成を含み得る。いくつかの実施形態では、通過は、処理のための一定期間にカジノ用口座の遅延を含み得る。いくつかの実施形態では、連結及び／又は単一の口座は、個別の口座に組み合わせて使用され得る（例えば、ユーザが賭けをし得、及び／又は、単一のカジノ用口座に、及び同時に連結及び／又は単一の口座にお金を蓄え得る）。

#### 【0109】

そのような監査は、相互属性の制限が広く適用されることを可能にし得る。例えば、ユーザは、賭博が許容される時又は頻度で課される制約を有する問題のあるギャンブラーになり得る。使用は、制約を満たすことを避けるために、前もって属性から属性へ移動することができ得る。トークンを使用しながら、制約は、属性にわたって監視され得る。

#### 【0110】

そのような口座を有するユーザは、各カジノの新しい口座を開くことで、又は当該口座を開くことなく、複数のカジノの各々で賭けをするための携帯ゲーム用装置（例えば、アンドロイドフォン）を使用し得る。例えば、いくつかの実施形態では、連結及び／又は単一の口座を開くことは、資金の通過及び／又は受容として活動し得る各カジノの個別の口座を開くために制御し得る。いくつかの実施形態では、使用は、賭けるための単一の口座の資金を直接的に使用し得る。

#### 【0111】

いくつかの実施形態は、トークンを含み得る。そのようなトークンは、カード（例えば、デビッドカード、プレイヤのカード、プリペイドカード等）、RFID装置、携帯電話（例えば、NFC方式の携帯電話、グーグルウォレットのアプリを実行する携帯電話等）という形をとる。例えば図4の401に示す口座サービスプロバイダは、例えばトークンに関連しているサービスを提供し得る。例えば、そのような口座サービスプロバイダは、例えば、複数の場所にあるトークンを用いてアクセスできる口座を維持し得る。

#### 【0112】

プリペイドカードの実施形態では、例えば、ユーザは、ベンダーからプリペイドカード

10

20

30

40

50

を購入し得る。例えば、ユーザは、店からカード（例えば、チップ、スワイプ、rfid、ブルートゥース（登録商標）、他の識別子を有するプラスチックカード）を購入するために、100ドルの現金をベンダー（またできる限り、いくつかの付加的な有効化、又は他の手数料）に支払い得る。ベンダーは、カードが購入された口座サービスプロバイダに連絡することによって、カードを有効にし得る。そのような有効化は、業者からプリペイドビザカードの有効化と同様であり得る。有効化に関する情報は、有効化を特定するための有効化サイトから口座サービスプロバイダに伝送され得る。

#### 【0113】

口座サービスプロバイダは、トークンのホルダのためにその中のお金有する口座を維持し得る（例えば、購入者は、口座サービスプロバイダによって保持された、その中の100ドルを有する口座を有し得る）。トークンのホルダは、トークを使用することによって口座のお金をアクセスし得る。

#### 【0114】

トークンのホルダは、トークンをゲーム用装置（例えば、カジノにある顧客端末）に提示し得る。図4のエレメント403は、例示的なゲーム用装置を示す。ゲーム用装置は、例えばスロットマシン、自動発券機、パーソナルコンピュータ、店頭端末、レジ、チケットインチケットアウト機等のコンピュータデバイスを含み得る。ゲーム用装置は、トークン（例えば、磁気、ストリップ、チップから情報を読むことによって）から情報を取得し得る。情報は、口座サービスプロバイダから資金をアクセスするために、ゲーム用装置及び/又はゲーム用オペレータのいくつかの他の装置（例えば、ゲーム用装置と通信しているゲーム用サーバ）によって使用され得る。いくつかの実施では、ゲーム用装置は、潜在的な報酬のためのお金のリスクを含むゲームが行われ得る装置を含み得る。

#### 【0115】

図4は、ゲーム用サーバ405を示す。そのようなサーバは、ゲームプレイ、会計を可能にし、及び/又はあらゆる所望の機能を許容し得る情報を維持し得る。ゲーム用装置及びゲーム用サーバとの間の機能の配分は、一例にすぎず、様々な実施形態では異なり得る。例えば、いくつかの実施形態は、あらゆるゲーム用サーバ、及び/又はあらゆるゲーム用装置を全く含み得ない。

#### 【0116】

この例示に示されるように、ゲーム用サーバは、ユーザの口座を維持し得る。この口座は、制御規制、及び/又はオペレータの特定ルールにしたがって、前もってユーザによって開設され得る。口座は、ユーザがゲーム（例えば、ゲーム用装置を用いて）をするのに使用し得るお金を蓄え得る。

#### 【0117】

ゲーム用サーバは、トークン（例えば、NFC構造の磁気ストリップから読まれたトークンの識別子）を特定する情報を受け得る。そのような情報を受けることに反応して、ゲーム用サーバは、トークンに関係し、及び口座サービスプロバイダによって管理された口座からお金を振替えるために、口座サービスプロバイダと連絡し得る。トークンに関係しているすべて又はいくつかの口座のお金がゲーム用サーバの口座に移動されるように、お金は、振替えられ得る（例えば、自動決済機関の振替、及び/又は資金の他の電子振替）。よって、トークンは、ゲーム用サーバの口座の資金調達の方法としてや、直接的にお金をゲーム用オペレータに提供することの代替として、使用され得る。いくつかの実施では、そのような機構は、口座の資金調達の便利な方法を許容し得、カード等の振替によって人から人への口座資金の振替を許容し得る。

#### 【0118】

いくつかの実施形態では、トークンが除去され、及び/又は、その他ユーザが、例えばゲーム用装置を放置する、ログオフ、トークンを除去する、及び/又は、あらゆる他の終了動作をとるユーザによって、ゲーム用装置403を制御するゲーム用オペレータに関する賭博を終える場合には、お金は、1つの口座から他の口座へ移動され得る。いくつかの実施形態では、口座サービスプロバイダからゲーム用サーバの口座に移動されたお金から

10

20

30

40

50

使い尽くされていないお金は、口座サービスプロバイダの口座に戻され得る。ゲーム用サーバは、振替を行うか否かを決定する場合に、振替えられたお金が最初、最後、比例して、先入れ先出し、後入れ先出し等に使用されることを決定し得る。

#### 【0119】

賭けは、そのようなイベントが生じる場合（例えば、最近の行われたゲームの後に解消するスポーツの賭け）に、解消され得ない。最近の解消された賭けは、ゲーム用サーバの口座に、及び／又はプレイヤに起因して預けられるお金もたらし得る。いくつかの実施では、トーケンが除去され、又はその他賭博が終了した場合に、そのお金は、まるでそれは口座にあるかのように扱われ得る（例えば、それは口座サービスプロバイダの全部又は一部に振替えられ得る）。他の実施では、それは、ゲーム用サービスの口座のレベルに保たれ得る。

10

#### 【0120】

いくつかの実施形態では、お金は、トーケンの使用によってゲーム用オペレータの口座（例えば、ゲームに勝つことによって）に振替えられたお金の使用を介して獲得され得る。そのようなお金は、口座に振替えられたお金と同じように扱われ得、いくつかの実施では、例えば、それがより高いお金を獲得することになった場合に、お金を振替えたトーケンを使用して行った賭けは、お金を振替えて、口座サービスプロバイダに移動したトーケンとして扱われ得る。いくつかの実施では、お金を振替えたトーケンが振替えられた場合の口座の最初の金額以上の口座のお金は、トーケンが振替えたお金として扱われる。いくつかの実施形態では、そのようなお金は、その他預けられず、又は過去の賭けを介して得られなかつたお金であり得る。他の実施では、そのような獲得されたお金は、口座に残し得る。ゲーム用サーバは、あらゆるものが振替えられたらどうなるかを決定するために、口座のお金を監視し得る。

20

#### 【0121】

ユーザは、口座サービスプロバイダの口座に残っているお金をアクセスするために、トーケンをもう1つのゲーム用装置（例えば、407）に入れ得る。そのゲーム用装置は、様々なゲーム用プロバイダの第2のゲーム用装置409と連絡し得る。そのゲーム用装置は、カジノのサーバ405の口座にお金を振替えるのと同様に、トーケンに関する情報を受けることに応答して、口座サービスプロバイダの口座のお金を第2のゲーム用プロバイダの第2のユーザの口座に振替えさせ得る。

30

#### 【0122】

よって、ユーザは、口座サービスプロバイダを介してお金をゲーム用口座からゲーム用口座へ振替える財布として、トーケンを使用し得る。これは、単一の場所にお金を結びつけることなくユーザが場所から場所へ移動する利用可能なゲーム用のお金を保持する便利な方法であり得る。

#### 【0123】

いくつかの実施形態は、お金を口座サービスプロバイダに振替えることに関して与えられるが、他の実施形態は、そのような振替を含み得る。むしろ、お金が口座サービスプロバイダの口座から振替えられると、それはその口座に関係され得ない。

#### 【0124】

40

いくつかの実施形態では、トーケンは、特定のユーザと関係され得る。例えば、ユーザがトーケンを購入する場合（例えば、ウォレットアプリに加える仮想通過を購入する、プリペイドカードを購入する等）に、トーケンは、ユーザと関連され得る。業者は、識別情報（例えば、名前、運転免許等）を集め得る。その情報は、その後にトーケンを使用するゲーム用サーバ式のユーザによってチェックされ得る。例えば、ゲーム用サーバは、ユーザに関する特定情報を格納し得、その情報をユーザがログインする場合にアクセスし得る。ゲーム用サーバは、情報を比べ得、又は購入時に提供された情報の比較のためにその情報を伝送し得る。振替は、それらが一致するかを許容され得、又はそれらが一致しないのかを拒絶され得る。

#### 【0125】

50

いくつかの実施形態では、ユーザとの関連付けは、様々な期間に生じ得る。例えば、そのような関連付けは、トークンがゲーム用オペレータに使用された第1の期間に生じ得る。トークンが使用され、ユーザがゲーム用オペレータにサインインされた場合に、トークンは、ゲーム用オペレータによって、ユーザと関連され得る。ゆくゆくは、そのトークンは、例えばプレイヤのポイントカード等のユーザを特定するために使用され得る。ロイヤリティポイントは、与えられ得、又はゲーム用サービスを介してトークンと結びつけられた口座から使用され得る。ユーザは、情報及び／又はその属性を確認するために、パスワード又は他のデータを提供するよう要求され得る。

#### 【0126】

いくつかの実施形態では、お金は、要求に応じて口座サービスプロバイダから振替えられ得る。例えば、ゲーム用装置に提示されるトークンに応答してお金を振替えることよりも、及び／又は、当該振替えることに加えて、お金は、ゲーム用装置でのお金の使用に応答して（例えば、行われる賭け）振替えられ得る。お金は、賞金が生じる場合（又は、いくつかの実施の関係）に口座に戻され得る。よって、ユーザは、ゲーム用サーバを用いて口座のお金を保持する必要があり得るが、むしろお金は、第3の関係者に保持され得る。その第3の関係者の口座は、多数のゲーム用オペレータによってアクセスでき得る。

10

#### 【0127】

賭けの記録及び賭けの賞金は、口座に賭けられる債務及び口座に獲得される債権に関する債権・債務の口座明細書として現れ得る。ゲーム用サーバ及び／又はゲーム用装置は、ユーザからの賭けの要求に応答して、賭けの資金を出すための口座からお金を取り出すために、口座サービスプロバイダと連絡し得る。お金を取り出すことに応答して、賭けは形成され得る（例えば、自動決済機関の伝送、又は他の電子資金の振替に応答して）。賭けが勝つならば、ゲーム用サーバ及び／又はゲーム用装置は、獲得額（例えば、お金を口座に振替えることを指示する口座サービスプロバイダへの自動決済機関及び／又は他の口座の振替を介して）を口座に入れ得る。

20

#### 【0128】

トークン及び／又は他の情報は、所望の振替及び信用取引を行うための承認として作用し得る。例えばトークンID及び／又はトークンのパスワード等の情報は、ゲーム用装置で行うユーザからの口座の出入りを生じる振替を許容するユーザを証明するために、ゲーム用サーバ及び／又はゲーム用装置から口座サービスプロバイダに伝送され得る。いくつかの実施形態は、トークンを使用し得ないが、むしろゲーム用オペレータを用いてユーザの資格と関連され得る。

30

#### 【0129】

いくつかの実施形態では、そのようなシステムは、ユーザの賭博癖を最小限に抑えるのに使用され得る。例えば、口座サービスプロバイダの口座は、それで行われる制限を有し得る。ユーザはクレジットカードでそのような口座を請求することができ得ず、ユーザは期間にわたって口座からのいくらかの額を賭けることを制限され得、それがより行う前に空であれば、ユーザはそのような現金を有する口座を補充することを要求され得、及び、最大の預金額はそのような口座のために定められ得る。よって、多数のプロバイダにわたる問題のあるギャンブラーの活動は、問題のある賭博がそのようなシステムを介して生じることを妨げることに使用され得る。

40

#### 【0130】

いくつかの実施形態では、口座サービスプロバイダは、管轄のゲーム用要件のためのボンダとして作用し得る。ユーザは、そのような口座サービスプロバイダを用いて、正確さの1つ以上のレベルを有する情報の1つ以上のピースを定め得る。口座サービスプロバイダは、その検証を維持し得る。口座サービスプロバイダは、そのようなゲーム用オペレータを介して、ユーザによるゲーム用活動の機関のための1つ以上のゲーム用オペレータに情報を提供し得る。

#### 【0131】

例えば、ユーザは、年齢の証明及び口座サービスプロバイダ（例えば、トークンが購入

50

される業者に)のアドレスとして運転免許を提供し得る。口座サービスプロバイダは、年齢を決定し得、そのような情報を格納し得る(例えば、運転免許のコピーを格納し、データベースの年齢を入力する等)。口座サービスプロバイダは、ユーザによってそうすることを要望され、又は許可されれば、あらゆる検証ステップを取り得る。例えば、口座サービスプロバイダは、発行の状態又は他の管轄で運転免許を検証し得る。

#### 【0132】

ユーザがトークンをゲーム用オペレータに提示する場合に、ゲーム用オペレータは、ユーザがゲームすることを許容され得るかを決定するために、口座サービスプロバイダに問い合わせを行え得る。口座サービスプロバイダは、応答してユーザに関する情報をゲーム用オペレータに提供し得る。例えば、ゲーム用オペレータが、18歳以上の人にゲームを行うことを限定したり、そのような年齢を運転免許の外観で検証することを要求される管轄では、ゲーム用オペレータは、口座サービスプロバイダからその情報を求め得る。口座サービスプロバイダは、記録からその情報を取り出し得、ゲーム用オペレータに伝送し得る。ゲーム用オペレータは、応答してユーザによってゲームを行うことを許容し得る。いくつかの実施形態では、その情報を伝送することよりも、口座サービスプロバイダは、クエリーにイエス又はノーかを答え得る(例えば、ユーザが要件と一致することを示すイエス、ユーザが要件と一致しないことを示すノー)。

10

#### 【0133】

あらゆるレベルの検証は、ゲーム用オペレータ及び/又は口座サービスプロバイダのどちらかで使用され得ると認識されるべきである。様々な管轄、オペレータ、及び/又は活動は、様々なセキュリティのレベル、ユーザに関する情報、検証等を要求し得る。口座サービスプロバイダは、オペレータ及び/又は管轄にわたって、その情報に対する中央管理機関として作用し得る。様々なオペレータがユーザに関する要求を行う場合には、それらは様々なことを要求し得る。口座サービスプロバイダは、要求に基づいて別に応答し得る。そして、ゲーム用オペレータは、応答に基づいて様々な活動を許可し得る。

20

#### 【0134】

例えば、管轄Aには、ゲーム用オペレータは、ユーザがすべてのゲームの活動に参加し得る前に運転免許の発行人が運転免許を検証した運転免許のコピー、年齢及び証明を要求し得る。口座サービスプロバイダがユーザの情報を有すれば、口座サービスプロバイダは、ゲームをすることを許容し、及び/又は所望の情報をゲーム用オペレータに提供するようにゲーム用オペレータに言い得る。もう1つの例として、管轄Bには、ゲーム用オペレータは、運転免許のコピー、及び第1の種類のゲームに参加するユーザの年齢を要求し得る。口座サービスプロバイダは、もし利用できれば、その情報に反応し得る。またもう1つの例として、管轄Bには、ゲーム用オペレータは、第2の種類のゲームに参加するための年齢、運転免許、及び第2の形態のIDを求め得る。口座サービスプロバイダは、ユーザ(ユーザがそれを提供しなかったならば)の第2の形態のIDを有し得ず、それがその情報を有しないことを応答し得る。2つの種類のゲームをすることの2つの要求は、一緒に又は最大レベルのゲームをすることの要求として行われ得る。応答して、そのようなものが要求されるならば、ゲーム用オペレータはユーザに利用可能なゲームのどのようなレベルでも認可し得る。ユーザは、付加的なIDをゲーム用オペレータに提供することによって、ゲーム用オペレータに特定される損失を埋め合わせ得る。ユーザが多くの管轄を有し、及び/又は単一の資格認定と一致した要件を提供するように、ユーザは、様々な形態の検証を口座サービスプロバイダに提供し得る。

30

#### 【0135】

ゲーム用オペレータ及び/又は口座サービスプロバイダは、管轄、プロバイダ、ゲームの種類等にわたって認証、セキュリティ、身分証明書、年齢等の要件を監視し得る。よって、ゲーム用オペレータは、この人がここでこのことをできるかを問え得る。そして、口座サービスプロバイダは、ものを調べ得、要件を決定する管轄を調べ得る。次に、口座サービスプロバイダは、人が管轄のものの要件を満たすために資格認定されているか否かを理解するために調べ得る。次いで、口座サービスプロバイダは、イエス又はノーで応答し

40

50

得る（例えば、プロバイダは、所望により法的、監査、さらなる検証の目的のために、コピーする）。他の実施形態では、ゲーム用オペレータは、特定の要件を求め得、そのクエリー（例えば、検査されたID及び18以上の年齢を有するか、IDのコピー及びユーザの年齢を私に送る等）の結果を取得し得る。いくつかの実施形態では、いくつかの実施形態でさらなる形態の検証（例えば、写真をとる、顔認識、入力、IDチェック、生体認証等）を取得することを要求され得る。

#### 【0136】

そのような活動は、新しい口座を形成するために、装置で賭けを始めるために、お金を振替えるために、及び／又は、その他ゲームのようなユーザをゲーム用オペレータに規定するために、取られ得る。よって、口座サービスプロバイダは、資格情報の中央管理機関として作用し得、管轄及び／又はオペレータにわたってユーザをその情報と結び付けるように作用し得る。次いで、トークンは、結合するサービスにわたってユーザの身分証明書の形態として作用し得る。1つ以上の他のユーザの身分証明書の形態は、結合するサービス（例えば、生体認証のデータ、ユーザ名、パスワード、他のログイン情報等）にわたって必要とされ得る。

10

#### 【0137】

ゲームを可能にするいくつかの実施形態では、そのような情報は、口座を作るのに用いられ得る。そのような口座は、ユーザがそのときからゲームし得る（例えば、お金を移動することによって）恒久的な口座であり得る。お金は、上記の口座サービスプロバイダの口座から口座に移動され得る。ユーザは、トークンを提示したり、又はその他口座にログインすることによって後でその口座にアクセスし得る。

20

#### 【0138】

いくつかの実施形態では、そのような口座は、臨時的及び／又はオンデマンドの口座であり得る。例えば、お金は、口座サービスプロバイダからその口座に移動され得る。賭博は生じ得る。賭博が終えられると、口座は閉じられ得、お金は口座サービスプロバイダに戻され得る。ゲーム終了後に払う賭けのために、賭博は、賭けが解消された場合に終了として扱われ得る（例えば、終了された賭けよりも遅くお金が得られると、お金は遅れて振替えられる）。口座は、セッションの後に閉じられ得、及びアクセスすることができない。将来の口座は、トークン又は他の口座サービスプロバイダの情報から将来の提示を作り出すことによって、開かれ得る。

30

#### 【0139】

さらに他の実施形態では、金融口座は、ゲーム用オペレータを用いて開かれ得ないが、債権及び債務は、ゲーム用オペレータで行われた賭けに資金を出すために、口座サービスプロバイダから作られ得る。次に、資格がゲーム用オペレータで規定され、そしてゲームへの使用（例えば、賭けの債務や賞金の債権）のためよりもその他からそれらを振替えることなく、そこで保持された口座のアクセスを許容し得るように、口座サービスプロバイダは、ユーザと結びつけ得る。

#### 【0140】

さらに、いくつかの実施形態では、トークンはゲーム用サーバの使用に限定され得るが、他の実施形態では、トークンは、ゲーム用サーバだけでなく用いられ得る。例えば、いくつかの実施形態では、トークンは、クレジットカードのネットワークを介して購入するために使用され得る。プリペイドカード型のトークン、又は携帯電話の財布型のトークンは、携帯電話の財布アプリのプリペイドカードがする方法と同様に購入するために、クレジットカードのネットワークを介してアクセスし得る。

40

#### 【0141】

いくつかの実施形態では、口座サービスプロバイダ、店頭端末、ゲーム用オペレータ、及び／又は、他のエンティティは、行われる要求の種類に基づいて口座サービスプロバイダでユーザの口座の資金にアクセスするのに必要とされる検証のレベルを決定し得る。例えば、ユーザがトークンを使用して店でソーダを購入するのであれば、トークンは、カードをスワイプしたり、又は携帯電話を録音することによって使用され得る。しかしながら

50

、トークンがゲーム用オペレータで、及び／又は、いくつかの賭けの資金源として、ゲーム用口座に資金を供給するのに使用されれば、情報の1つ以上の付加的なピースは、要求され得る。例えば、ユーザ名、暗証番号、パスワード、生体認証等は、お金が口座から引き落とされ得る前に要求され得る。よって、認証情報の種類は、購入されたサービスの種類、及び／又は、資金の送り先の種類に基づいて変え得る。

#### 【0142】

いくつかの実施形態では、口座サービスエンティティは、銀行（又は、エンティティを処理するデビット／クレジットカード）を含み得る。トークンは、例えば、デビットカード等の銀行によって発行されるものを含み得る。よって、銀行は、例えばライセンス、年齢等の資格認定情報を集め得る。銀行は、ユーザのボンダ及び／又は資金源として作用し得る。そのような実施形態は、口座を統合することによりユーザに一層の利便性を提供し得る。

10

#### 【0143】

そのようなデビットカードの実施形態等のいくつかの実施形態では、ユーザは、過度に引き出された資金をゲームに使用することを妨げられ得る。いくつかの実施形態では、管轄の規則は、ユーザが賭けをするために債務を使用することを妨げ得る。いくつかの銀行は、ユーザがそれらの口座を過度に引き出すことを許容し得、それによってデビットカードを使用したときに借金をし得る。ゲームにデビットカードを使用したときにユーザが借金をすることを妨げるために、口座のプロバイダ（例えば銀行）、及び／又はゲーム用オペレータは、ゲームをするためのデビッドゲームを使用するときに、ユーザが過度に引き出すことを妨げ得る。いくつかの実施形態では、ゲーム用オペレータは、口座残高の問い合わせを行い得、及び／又は、口座を振替える前に振替えられる額が実際に口座で利用できるかを決定するために、口座プロバイダの問い合わせを行い得る。ゲーム用オペレータは、口座が利用できれば、振替のみを行い得る。いくつかの実施形態では、口座プロバイダは、取引の種類、又は過度に引き出すことが禁止される取引のリクエスタの種類に基づいて決定し得、お金がそうするための口座に利用できれば、その取引のみを行い得る。

20

#### 【0144】

トークンに関する実施形態では、トークンは、多くの形態をとり得る。例えば、トークンは、カード、コード、携帯電話、携帯電話エレメント、電子シリアル番号、携帯電話の識別番号、個人識別番号、装置を介して資金にアクセスすることを許容するエレメント等を含み得る。

30

#### 【0145】

いくつかの実施形態では、ユーザは、遠隔装置を介して口座に資金を加え得る。例えば、ユーザは、ウェブページをアクセスしたり、口座サービスプロバイダを用いて、銀行の口座からプリペイドカードの口座へ資金を振替えることによって、プリペイドカードに資金を含み得る。ユーザは、資金の預金機構にアクセスするために、プリペイドカードに関する特定の情報を入力し得る（例えば、口座番号をカードからウェブサイトインターフェスに入力する）。

#### 【0146】

いくつかの実施形態では、ユーザは、1つの口座からもう1つの口座に、むしろオンラインの振替又は資金の全部の振替よりも、及び／又は当該振替に加えて、振替るために額を入力し得る。

40

#### 【0147】

様々な例示が与えられるものであり、そのような例示が限定されるものではないと、認識されるべきである。様々な実施形態は、もう1つのものと組み合わせて使用され得る。そして、実施の形態の一部は、他の部分（例えば、口座プロバイダではなく資格のボンダとして制御する銀行）と別々に使用され得る。

#### 【0148】

### 処理及び／又は装置

用語

50

「製品」という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、マシン、製造、および／または物の組成を意味する。

【0149】

「プロセス」という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、プロセス、アルゴリズム、方法等を意味する。

【0150】

各プロセス（方法、アルゴリズム、または他で呼ばれるかに関わらず）は本質的に、1つ以上のステップを含み、したがって、プロセスの「ステップ」（単数または複数）へのあらゆる参照は、プロセスの単なる説明、または「プロセス」等の用語の単なる記述において本質的な先行根拠を有する。したがって、請求項におけるプロセスの「ステップ」（単数または複数）への参照は、十分な先行根拠を有する。

10

【0151】

「発明」等の用語は、その他特に明示的に記載のない限り、「本明細書において開示される1つ以上の発明」を意味する。

【0152】

「ある実施形態」、「実施形態」、「実施形態（複数）」、「該実施形態」、「該実施形態（複数）」、「1つ以上の実施形態」、「いくつかの実施形態」、「所定の実施形態」、「一実施形態」、「別の実施形態」等の用語は、その他特に明示的に記載のない限り、「発明の1つ以上の（しかし全てではない）実施形態」を意味する。

【0153】

本発明の「変形」という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、本発明の実施形態を意味する。

20

【0154】

実施形態を説明する際の「別の実施形態」への参照は、その他特に明示的に記載のない限り、参照された実施形態が別の実施形態（例えば、参照された実施形態の前に記載された実施形態）と相互に排他的であることを暗示しない。「含む」、「備える」という用語およびそれらの変形は、その他特に明示的に記載のない限り、「含むが、必ずしも限定されない」ことを意味する。このため、例えば、「有価証券は、赤いウィジェットおよび青いウィジェットを含む」という文は、有価証券が赤いウィジェットおよび青いウィジェットを含むが、可能性として1つ以上の他のアイテムも同様に含み得ることを意味する。

30

【0155】

「～からなる」という用語およびその変形は、その他特に明示的に記載のない限り、「～を含み、かつまた～に限定される」ことを意味する。このため、例えば、「有価証券は、赤いウィジェットおよび青いウィジェットからなる」という文は、有価証券が赤いウィジェットおよび青いウィジェットを含むが、その他には何も含まないことを意味する。

【0156】

「構成する」という用語およびその変形は、その他特に明示的に記載のない限り、「その成分、その構成部分、またはその要素を作り上げる」ことを意味する。このため、例えば、「赤いウィジェットおよび青いウィジェットは有価証券を構成する」という文は、有価証券が、赤いウィジェットおよび青いウィジェットを含むことを意味する。

40

【0157】

「排他的に構成する」という用語およびその変形は、その他特に明示的に記載のない限り、「その成分を排他的に作り上げる、その構成部分のみである、またはその要素のみである」ことを意味する。このため、例えば、「赤いウィジェットおよび青いウィジェットは有価証券を排的に構成する」という文は、有価証券が、赤いウィジェットおよび青いウィジェットだけ（すなわち、他には何もない）からなることを意味する。

【0158】

「ある」、「一」、「1つ」および「その」（「a」、「an」および「the」）という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、「1つ以上」を指す。

【0159】

50

「複数」という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、「2つ以上」を意味する。

【0160】

「本明細書において」という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、「参照によって組み込まれてもよい任意の事柄を含む、本明細書において」を意味する。

【0161】

「のうちの少なくとも1つ」という語句は、このような語句が複数の事柄（事柄の列挙リスト）を修飾する場合、その他特に明示的に記載のない限り、それらの事柄の1つ以上の任意の組み合わせを意味する。例えば、「ウィジェット、車、ハンドルのうちの少なくとも1つ」という語句は、(i) ウィジェット、(ii) 車、(iii) ハンドル、(iv) ウィジェットおよび車、(v) ウィジェットおよびハンドル、(vi) 車およびハンドル、または(vii) ウィジェット、車、およびハンドルのいずれかを意味する。「のうちの少なくとも1つ」という語句は、このような語句が複数の事柄を修飾する場合、複数の事柄「の各々の1つ」を意味しない。

【0162】

「1つ」、「2つ」等の数値用語は、何らかの数量を示すために基数として使用される場合（例えば、1つのウィジェット、2つのウィジェット）、その数値用語によって示される数量を意味するが、少なくともその数値用語によって示される数量、を意味しない。例えば、「1つのウィジェット」という語句は、「少なくとも1つのウィジェット」を意味せず、したがって、「1つのウィジェット」という語句は、例えば、2つのウィジェットを網羅しない。

【0163】

「基づく」という語句は、その他特に明示的に記載のない限り、「のみに基づく」ことを意味しない。すなわち、「基づく」という語句は、「のみに基づく」および「少なくとも基づく」の両方を網羅する。「少なくとも基づく」という語句は、「少なくとも部分的に基づく」という語句と同等である。

【0164】

「表す」等の用語は、その他特に明示的に記載のない限り、排他的ではない。例えば、「表す」という用語は、その他特に明示的に記載のない限り、「のみを表す」ことを意味しない。例えば、「データがクレジットカード番号を表す」という語句は、「データがクレジット番号だけを表す」および「データがクレジットカード番号を表し、データは他の何らかも表す」の両方を網羅する。

【0165】

「それにより」という用語は、本明細書において、「それにより」という用語の前に明示的に記された何かの意図された結果、目的、または帰結のみを表現する節または他の単語セットに先行するようにのみ使用される。したがって、「それにより」という用語が特許請求の範囲内で使用される場合、「それにより」という用語が修飾する節または他の単語は、特許請求の範囲の特定の更なる制限を確立せず、または特許請求の範囲もしくは意味を制限しない。

【0166】

「例えば」、「等」という用語および同様の用語は、「例を挙げれば」を意味し、したがって、それらが説明する用語または語句を制限しない。例えば、「コンピュータはインターネットを介してデータ（例えば、命令、データ構造）を送信する」という文では、「例えば」という用語は、「命令」が、コンピュータがインターネットを介して送信することができる「データ」の一例であることを説明すると共に、「データ構造」が、コンピュータがインターネットを介して送信することができる「データ」の一例であることも説明する。しかし、「命令」および「データ構造」は両方とも、「データ」の単なる例にすぎず、「命令」および「データ構造」以外の他の物事も「データ」であり得る。

【0167】

「それぞれ」という用語および同様の用語は、「個々に」を意味する。したがって、2

10

20

30

40

50

つ以上の物事が特性を「それぞれ」有する場合、このような各物事はそれ自体の特性を有し、これらの特性は互いに異なってよいが、互いに異なる必要はない。例えば、「2つのマシンの各々がそれぞれの機能を有する」という語句は、2つのマシンのうちの第1のものが機能を有し、2つのマシンのうちの第2のものも同様に機能を有することを意味する。第1のマシンの機能は、第2のマシンの機能と同じであってもよく、または同じでなくともよい。

#### 【0168】

「すなわち」という用語および同様の用語は、「つまり」を意味し、したがって、それが説明する用語または語句を制限する。例えば、「コンピュータはインターネットを介してデータ（すなわち命令）を送信する」という文では、「すなわち」という用語は、「命令」が、コンピュータがインターネットを介して送信する「データ」であることを説明する。

10

#### 【0169】

数値範囲は、その他特に明示的に記載のない限り、その範囲における整数および非整数を含む。例えば、範囲「1～10」は、1～10の整数（例えば、1、2、3、4、…、9、10）および非整数（例えば、1.1、1.2、…、1.9）を含む。

#### 【0170】

2つ以上の用語または語句が同義語である場合（例えば、用語または語句が同義語であるという明示的な記載のため）、1つのこのような用語または語句の事例は、別のこのよいうな用語または語句が異なる意味を有さなければならないことを意味しない。例えば、ある文が、「含む」という意味が「含むが、限定されない」と同義であると示す場合、「含むが、限定されない」という語句の単なる使用は、用語「含む」が「含むが、限定されない」以外を意味することを意味しない。

20

#### 【0171】

##### I I . 決定する

「決定する（determining）」という用語およびその文法的変形（例えば、価格の決定、値の決定、ある特定の基準を満たすオブジェクトの決定）は、極めて広い意味で使用される。「決定する」という用語は、広範囲の動作を包含するため、「決定する」は、算出する、計算する、処理する、導出する、検査する、参照する（例えば、テープル、データベース、または別のデータ構造を参照する）電子フォーマットまたはデジタル表現にレンダリングする、特定する等を含むことができる。「決定する」は、受信すること（例えば、情報を受信すること）、アクセスすること（例えば、メモリ内のデータにアクセスすること）等も含むことができる。また、「決定する」は、解決すること、選択すること、選ぶこと、確立すること等も含むことができる。

30

#### 【0172】

「決定する」という用語は、確実性または絶対的な正確さを含意せず、したがって、「決定する」は、推定すること、推断すること、予測すること、推測すること、平均化すること等を含むことができる。

#### 【0173】

「決定する」という用語は、数学的処理を実施しなければならないことを含意せず、数値的方法を使用しなければならないことを含意せず、かつアルゴリズムが使用されることを含意しない。

40

#### 【0174】

「決定する」という用語は、特定の任意のデバイスを使用しなければならないことを含意しない。例えば、コンピュータが決定することを実施する必要は必ずしもない。

#### 【0175】

##### I I I . 文章の形態

第1の請求項の制限が、特徴の1つならびに特徴のうちの2つ以上を包含し（例えば、「少なくとも1つのウィジェット」等の制限は、1つのウィジェットならびに2つ以上のウィジェットを包含する）、第1の請求項に従属する第2の請求項において、第2の請求

50

項が、その制限を指すために定冠詞「前記（the）」を使用する場合（例えば、「前記 ウィジェット（the widget）」）、この単なる使用は、第1の請求項が特徴のうちの1つのみを包含することを含意せず、第2の請求項が特徴のうちの1つのみを包含することを含意しない（例えば、「前記 ウィジェット」は、1つの ウィジェット および 2つ以上の ウィジェット の両方を包含することができる）。

#### 【0176】

序数（「第1の」、「第2の」、「第3の」等）が用語の前に形容詞として使用される場合、その序数は（その他特に明示的に記載のない限り）、単に、特定の特徴と同じ用語または同様の用語で説明される別の特徴と区別するため等の特定の特徴を示すために使用されるが、その序数は、任意の他の意味または限定効果を有しない、単に便宜上の名称である。例えば、「第1の ウィジェット」は、単に、例えば「第2の ウィジェット」から区別するためにそのような名称を有し得る。したがって、「 ウィジェット」という用語の前に単に序数「第1の」および「第2の」を使用することは、2つの ウィジェット の他のいかなる関係も示さず、同様に、いずれかまたは両方の ウィジェット の他のいかなる特性も示さない。例えば、「 ウィジェット」という用語の前に単に序数「第1の」および「第2の」を使用することは、（1）いずれかの ウィジェット の順序または場所が他の任意の ウィジェット の前または後にくることを示さず、（2）いずれかの ウィジェット が、他の任意の ウィジェット の時間的に前または後に発生するか、または作動することを示さず、かつ（3）いずれかの ウィジェット が、重要性または品質において他の任意の ウィジェット よりも上または下にランクされることを示さない。単なる序数の使用は、序数を使用して識別される特徴に対する数値的制限を定義しない。例えば、「 ウィジェット」という用語の前の序数「第1の」および「第2の」の単なる使用は、 ウィジェット が厳密に2個存在することを示さない。

10

#### 【0177】

単一のデバイス、物品、または他の製品が本明細書において述べられる場合、別の実施形態では、代替として、説明される単一のデバイスまたは物品に代えて2つ以上のデバイスまたは物品を（連携するか否かに関わりなく）使用してもよい。したがって、別の実施形態では、デバイスによって処理されると説明される機能は、代替として、2つ以上のデバイスまたは物品によって所有されてもよい（連携するか否かに関わりなく）。

20

#### 【0178】

30

同様に、2つ以上のデバイス、物品、または他の製品が本明細書において述べられる場合（連携するか否かに関わりなく）、別の実施形態では、代替として、述べられている2つ以上のデバイスまたは物品に代えて、単一のデバイスまたは物品を使用してもよい。例えば、複数のコンピュータベースのデバイスを単一のコンピュータベースのデバイスで置き換えるてもよい。したがって、2つ以上のデバイスまたは物品によって処理されると述べられる様々な機能は、代替として、単一のデバイスまたは物品によって所有されてもよい。

#### 【0179】

40

述べられる単一のデバイスの機能および／または特徴は、別の実施形態では、代替として、述べられているが、このような機能または特徴を有するものとして明示的に述べられていない1つ以上の他のデバイスで実施してもよい。したがって、他の実施形態は、述べられたデバイス自体を含む必要はなく、むしろ、これら他の実施形態において、このような機能または特徴を有する1つ以上の他のデバイスを含んでもよい。

#### 【0180】

#### I V . 開示される例および用語は非制限的である

名称（本明細書の第1のページの先頭に記載）も要約（本明細書の最後に記載）も決して、開示される発明の範囲を限定すると解釈されてはならず、任意の請求項の意味を解釈する際に使用されなければならない、任意の請求項の範囲を限定する際に使用されなければならない。要約は、37.C.F.R.の1.72(b)下で必要であることを理由としてのみ、要約は本明細書に含まれる。

50

**【 0 1 8 1 】**

本願に提供される項の見出しあは便宜を図るためのみであり、本開示を制限するものとして決して解釈されるべきではない。

**【 0 1 8 2 】**

多くの実施形態が本願において説明され、例示のみを目的として提示される。説明される実施形態は、決して制限せず、決して制限を目的としない。開示される発明は、本開示から容易に明らかのように、多くの実施形態に対して広く適用可能である。当業者ならば、構造的、論理的、ソフトウェアの、および電気的な修正等の様々な修正および変更を加えて、開示される発明を実施してもよいことを理解するであろう。開示される発明の特定の特徴を、1つ以上の特定の実施形態および／または図面を参照して説明することがあるが、このような特徴が、その他特に明示的に記載のない限り、参照して説明される1つ以上の特定の実施形態または図面内の使用法に制限されないことを理解されたい。10

**【 0 1 8 3 】**

一実施形態は、いくつかの特徴を含むとして開示されてもよいが、本発明の他の実施形態は、全てのこののような特徴よりも少ない特徴を含んでもよい。このため、例えば、一請求項は、開示される実施形態において、全体の組の特徴よりも少ない特徴に関してもよく、このような請求項は、請求項が明示的に記載するそれらの特徴以外の特徴を必要とするとして解釈されることはない。

**【 0 1 8 4 】**

本願において説明される方法ステップまたは製品要素の実施形態は、本明細書においてそのように明示的に記述されるか、または（特許請求の範囲およびその特許請求の範囲によって定義される本発明に関して）その特許請求の範囲内で明示的に記載される場合を除き、本明細書において請求される本発明を構成せず、本明細書において請求される本発明にとって必須ではなく、または本明細書において請求される本発明と同一の広がりを持たない。20

**【 0 1 8 5 】**

法定分類以外の任意のものを記す特許請求の範囲の任意のプリアンブルは、請求される本発明の目的、利点、および可能な使用法を記すと解釈されるものとし、このようなプリアンブルは、請求される本発明を制限するように解釈されるものとしない。

**【 0 1 8 6 】**

本開示は、本発明の全ての実施形態の文字通りに正確な説明ではない。また、本開示は、全ての実施形態に存在することが必要である、本発明の特徴の列挙ではない。全ての開示される実施形態は必ずしも請求項によって網羅されない（全ての保留、変更、公開、および取り消された請求項を含む場合であっても）。加えて、開示される実施形態は、いくつかの請求項によって網羅されてもよい（しかし、必ずしも網羅される必要はない）。したがって、一請求項（保留、変更、公開、または取り消しに関わりなく）が特定の実施形態に関する場合、これは、他の請求項の範囲もその実施形態に関係するということはないという証拠ではない。30

**【 0 1 8 7 】**

互いに通信するものとして説明されるデバイスは、その他特に明示的に記載のない限り、互いに連続して通信する必要はない。逆に、このようなデバイスは、必要または所望に応じて互いに伝送する必要があるだけであり、実際には、大半の時間においてデータを交換しなくてもよい。例えば、インターネットを介して別のマシンと通信するマシンは、長期間（例えば、1度に数週間）にわたって他のマシンにデータを伝送しなくてもよい。これに加えて、互いに通信するデバイスは、直接通信してもよく、または1つ以上の媒介物を通して間接的に通信してもよい。

**【 0 1 8 8 】**

いくつかの構成要素または特徴を有する一実施形態の説明は、このような構成要素または特徴の全てまたは任意のものが要求されることを含意しない。逆に、本発明の広範囲の可能な実施形態を示すために、様々な任意選択的な構成要素が説明される。別段の明示的40

な定めがない限り、構成要素または特徴は必須ではなく、または要求されない。

【0189】

プロセスステップ、アルゴリズム等は、特定の逐次順で説明または請求されることがあるが、このようなプロセスは異なる順序で働くように構成することが可能である。換言すれば、明示的に説明または請求され得るステップのいかなる順序または順番も、ステップをその順番で実施するという要件を必ずしも示すものではない。本明細書において説明されるプロセスのステップは、可能な任意の順番で実施することができる。更に、（例えば、あるステップが他のステップの後に説明されるため）同時に行われるものとして説明または含意されていないにもかかわらず、いくつかのステップを同時に実施してもよい。更に、図面内の説明によるプロセスの例示は、例示されたプロセスが他の変形および変更を除外することを含意せず、例示されたプロセスまたはそのステップの任意のものが本発明にとって必要であることを含意せず、かつ例示されたプロセスが好ましいことを含意しない。

10

【0190】

プロセスを複数のステップを含むものとして説明するがあるが、それは、ステップのうちの全てまたは任意のものが好ましい、必須である、または要求されることを含意しない。本発明の範囲内の多様な他の実施形態は、記載のステップのうちのいくつか、または全てを省略する他のプロセスを含む。その他特に明示的に記載のない限り、どのステップも必須または必要ではない。

20

【0191】

プロセスを単独で、すなわち他の製品または方法を参照せずに説明し得るが、一実施形態では、プロセスは他の製品または方法と相互作用してもよい。例えば、このような相互作用は、あるビジネスモデルを別のビジネスモデルにリンクすることを含み得る。このような相互作用は、プロセスの柔軟性または望ましさを向上させるために提供することができる。

20

【0192】

製品は、複数の構成要素、態様、数量、特性、および／または特徴を含むものとして説明され得るが、それは、これら複数のうちのいくつかまたは全てが好ましい、必須である、または要求されることを示さない。記載される本発明の範囲内の他の様々な実施形態は、説明される複数のうちのいくつかまたは全てを省いた他の製品を含む。

30

【0193】

アイテム（付番されているものもあるが、ないものもある）の列挙リストは、その他特に明示的に記載のない限り、アイテムのうちの任意のものまたは全てが相互に排他的であることを含意しない。同様に、アイテム（付番されているものもあるが、ないものもある）の列挙リストは、その他特に明示的に記載のない限り、アイテムのうちの任意のものまたは全てが任意のカテゴリを包括することを含意しない。例えば、列挙リスト「コンピュータ、ラップトップ、およびPDA」は、そのリストの3つのアイテムのうちの任意のもの又は全てが相互に排他的であることを含意せず、そのリストの3つのアイテムのうちの任意のものまたは全てが任意のカテゴリを包括することを含意しない。

40

【0194】

アイテム（付番されているものもあるが、ないものもある）の列挙リストは、アイテムのうちの任意のものまたは全てが、互いに等価である、または互いに容易に置換されることを含意しない。

【0195】

全ての実施形態は例示的であり、場合によっては、本発明またはあらゆる実施形態が作成または実施されたことを含意しない。

【0196】

V. コンピューティング

本明細書において説明する様々なプロセスは、例えば、適宜プログラムされた汎用コンピュータ、専用コンピュータ、およびコンピューティングデバイスによって実施してもよ

50

いことを当業者ならば容易に理解するであろう。通常、プロセッサ（例えば、1つ以上のマイクロプロセッサ、1つ以上のマイクロコントローラ、1つ以上のデジタル信号プロセッサ）は、命令を受け取り（例えば、メモリまたは同様のデバイスから）、それら命令を実施し、それにより、命令によって定義される1つ以上のプロセスを実行する。命令は、例えば、1つ以上のコンピュータプログラム、1つ以上のスクリプトで実施することができる。

#### 【0197】

「プロセッサ」は、アーキテクチャ（例えば、チップレベルマルチプロセッシングまたはマルチコア、RISC、CISC、インターロックパイプラインステージを有さないマイクロプロセッサ、パイプライン構成、同時マルチスレッド、統合型グラフィックス処理装置付きマイクロプロセッサ（microprocessor with integrated graphics processing unit）、GPU）に関わりなく、1つ以上のマイクロプロセッサ、中央演算処理装置（CPU）、コンピューティングデバイス、マイクロコントローラ、デジタル信号プロセッサ、グラフィックス処理装置（GPU）、同様のデバイス、またはこれらの任意の組み合わせを意味する。

#### 【0198】

したがって、プロセスの説明は同様に、プロセスを実施するための装置の説明でもある。プロセスを実施する装置は、例えば、プロセッサおよびプロセスの実施に適した入出力デバイスを含むことができる。

#### 【0199】

更に、このような方法を実施するプログラム（ならびに他の種類のデータ）は、様々な媒体（例えば、コンピュータ可読媒体）を使用していくつかの様式で記憶し伝送することができる。いくつかの実施形態では、様々な実施形態のプロセスを実施することができるソフトウェア命令のうちのいくつかまたは全てに代えて、またはそれと組み合わせて、ハードワイヤード回路またはカスタムハードウェアを使用してもよい。したがって、ソフトウェアのみに代えて、ハードウェアおよびソフトウェアの様々な組み合わせを使用してもよい。

#### 【0200】

「コンピュータ可読媒体」という用語は、コンピュータ、プロセッサ、または同様のデバイスにより読み取り可能な、データ（例えば、命令、データ構造）の提供に関する任意の非一時的媒体、複数の同じ媒体、または異なる媒体の組み合わせを指す。このような媒体は、不揮発性媒体、揮発性媒体、および伝送媒体を含むがこれらに制限されない多くの形態をとり得る。不揮発性媒体は、例えば、光ディスク、磁気ディスク、および他の永久メモリを含む。揮発性媒体は、通常、メインメモリを構成するダイナミックランダムアクセスメモリ（DRAM）を含む。伝送媒体は、プロセッサに結合されるシステムバスを構成する線を含め、同軸ケーブル、銅線、および光ファイバを含む。伝送媒体は、音波、光波、および無線周波（RF）および赤外線（IR）データ通信中に生成されるような電磁波（electromagnetic emission）を含むか、または伝達することができる。コンピュータ可読媒体の一般的な形態としては、例えば、フロッピー（登録商標）ディスク、フレキシブルディスク、ハードディスク、磁気テープ、他の任意の磁気媒体、CD-ROM、DVD、他の任意の光学媒体、パンチカード、紙テープ、パターンになった穴を有する他の任意の物理媒体、RAM、PROM、EPROM、フラッシュEEPROM、他の任意のメモリチップまたはカートリッジ、後述する搬送波、またはコンピュータが読み取り可能な他の任意の媒体が挙げられる。

#### 【0201】

様々な形態のコンピュータ可読媒体が、データ（例えば、命令シーケンス）のプロセッサへの搬送に関与し得る。例えば、データは、（i）RAMからプロセッサに送出され、（ii）無線伝送媒体を介して搬送され、（iii）イーサネット（登録商標）（またはIEEE802.3）、それらがWi-Fi Allianceによって承認されたかどうかのIEEE802.11仕様書によって定義される無線ローカルエリアネットワーク通

10

20

30

40

50

信、S A P、A T P、B l u e t o o t h（登録商標）、およびT C P / I P、T D M A、C D M A、および3 G等の多くの形式、規格、またはプロトコルに従ってフォーマットされおよび／または伝送され、および／または（i v）当分野において周知の様々な方法のうちの任意の方法で暗号化されて、プライバシーを確保し、不正を阻止することができるものであることとしてもよい。

【0202】

したがって、プロセスの説明は同様に、プロセスを実施するためのプログラムを記憶するコンピュータ可読媒体の説明でもある。コンピュータ可読媒体は、方法の実施に適したプログラム要素を（任意の適切な形式で）記憶することができる。

【0203】

プロセスの様々なステップの説明が、説明される全てのステップが要求されることを示さないのと同様に、装置の実施形態は、説明されたプロセスのうちのいくつか（であるが、必ずしも全てである必要はない）を実行するように動作可能なコンピュータまたはコンピューティングデバイスを含む。

【0204】

同様に、プロセスの様々なステップの説明が、説明される全てのステップが要求されることを示さないのと同様に、プログラムまたはデータ構造を記憶するコンピュータ可読媒体の実施形態は、実行されると、説明されたプロセスのうちのいくつか（であるが、必ずしも全てである必要はない）をプロセッサに実施させることができるプログラムを記憶するコンピュータ可読媒体を含む。

【0205】

データベースが説明される場合、（i）説明された構造に対する代替のデータベース構造を容易に利用することができ、かつ（ii）データベース以外の他のメモリ構造も容易に利用することができることを当業者ならば理解するであろう。本明細書において提示される任意のデータベースサンプルのいかなる例示または説明も、記憶された情報表現の例示的な構成である。例えば、図面または他の場所で示されるテーブルによって示唆されるもの以外の任意の数の他の構成を利用してもよい。同様に、データベースの例示されるいかなるエントリも、例示的な情報を表すにすぎず、エントリの数および内容は、本明細書において説明されるものと異なってよいことを当業者ならば理解するであろう。更に、テーブルとしてのデータベースの任意の説明にもかかわらず、本明細書において説明されるデータ型を記憶し操作するために、他の形式（関係データベース、オブジェクトベースモデル、および／または分散データベースを含む）を使用してもよい。同様に、データベースのオブジェクトの方法または挙動を使用して、本明細書において説明されるような様々なプロセスを実施することができる。これに加えて、データベースは、またはこののようなデータベース内のデータにアクセスするデバイスにローカルまたはリモートに既知の様式で記憶することができる。

【0206】

様々な実施形態は、1つ以上のデバイスと（例えば、通信ネットワークを介して）通信するコンピュータを含むネットワーク環境で動作するように構成することができる。コンピュータは、有線または無線媒体（例えば、インターネット、L A N、W A N、またはイーサネット、トーケンリング、電話回線、ケーブル回線、無線チャネル、光通信回線、商業オンラインサービスプロバイダ、電子掲示板システム、衛星通信リンク、上記の任意の組み合わせ）を介して直接または間接的にデバイスと通信することができる。各デバイスは、それ自体、コンピュータと通信するように構成された、インテル（I n t e l）（登録商標）、ペンティアム（P e n t i u m）（登録商標）、またはセントリノ（C e n t r i n o）（商標）、アトム（A t o m）（商標）、またはコア（C o r e）（商標）プロセッサに基づくようなコンピュータまたは他のコンピューティングデバイスを含むことができる。任意の数および種類のデバイスがコンピュータと通信状態であってもよい。

【0207】

一実施形態では、サーバコンピュータまたは中央権限は必要なくてもよいか、または望

10

20

30

40

50

ましくない場合がある。例えば、本発明は、一実施形態では、中央権限なしで1つ以上のデバイス上で実施してもよい。このような一実施形態では、サーバコンピュータによって実施されるものとして本明細書において説明されるいかなる機能またはサーバコンピュータに記憶するものとして説明されるデータは、サーバコンピュータに代えて、このような1つ以上のデバイス上で実施してもよいか、または記憶してもよい。

【0208】

プロセスが説明される場合、一実施形態では、プロセスは一切のユーザ介入なしで動作することが可能である。別の実施形態では、プロセスは、何らかの人的介入を含む（例えば、ステップが、人間により、または人間の支援により実施される）。

【0209】

V I . 繙続出願

本開示は、いくつかの実施形態および／または発明の実施可能要件の説明を当業者に提供する。これら実施形態および／または発明のうちのいくつかは、本願において請求されないかもしれないが、それでもやはり、本願の優先権の恩恵を主張する1つ以上の継続出願において請求され得る。

【0210】

出願は、本願において開示され、実施可能要件が提示されたが請求されなかった趣旨について特許を請求するために、追加の出願を提出することを意図する。

【0211】

V I I . 米国特許法112条、第6段落

20

請求項において、「ための手段」という語句または「ためのステップ」という語句を含む請求項の制限は、米国特許法112条、第6段落が、その制限に適用されることを意味する。

【0212】

請求項において、「ための手段」という語句または「ためのステップ」という語句を含まない請求項の制限は、その制限が、その機能を実施するための構造、材料、または作動の記載を含めずに、機能を記載しているかどうかに問わらず、米国特許法112条、第6段落が、その制限に適用されないことを意味する。例えば、請求項において、その請求項または別の請求項の1つ以上のステップを参照する際の「のステップ（複数可）」という語句の単なる使用は、米国特許法112条、第6段落がそのステップ（複数可）に適用されることを意味しない。

30

【0213】

米国特許法112条、第6段落に従って特定の機能を実施するための手段またはステップに関して、本仕様書、およびその同等物に記載される対応する構造、材料、または作動は、追加の機能、ならびに指定された機能を実施することができる。

【0214】

コンピュータ、プロセッサ、コンピューティングデバイス、および同様な製品は、広範囲の機能を実施することができる構造物である。このような製品は、その製品のメモリデバイスまたはその製品がアクセスするメモリデバイスに記憶されたプログラム等、1つ以上のプログラムを実行することによって、指定された機能を実施するように操作可能であり得る。その他特に明示的に記載のない限り、そのようなプログラムは、本明細書に開示されるかもしれない、任意の特定のアルゴリズム等、任意の特定のプログラムに基づく必要はない。当業者には、指定された機能は、異なるアルゴリズムを介して実装されてもよいこと、いくつかの異なるアルゴリズムのうちのいずれかは、指定された機能を実行するための単なる設計選択肢であることが周知である。

40

【0215】

したがって、米国特許法112条、第6段落に従って特定の機能を実施するための手段またはステップに関して、指定された機能に対応する構造物は、指定された機能を実施するようにプログラムされた任意の製品を含む。このような構造物は、このような製品が、(i)機能を実施するための開示されたアルゴリズム、(ii)開示されたアルゴリズム

50

に類似のアルゴリズム、または(i i i)機能を実施するための異なるアルゴリズムを用いてプログラムされているかに関わらず、機能を実施する、プログラムされた製品を含む。方法である機能を実施するための手段が記載されている場合、この方法を実施するための構造物は、その機能を実施するために、適切なハードウェアを用いてプログラムおよび/または構成されるコンピューティングデバイス(例えば、汎用コンピュータ)を含む。また、当業者によって理解されるであろう他のアルゴリズムを介してその機能を実施するように、適切なハードウェアを用いてプログラムおよび/または構成されるコンピューティングデバイス(例えば汎用コンピュータ)も含まれる。

#### 【0216】

##### V III I . 放棄

10

特定の実施形態への多くの参照は、追加の異なる実施形態の放棄または否認を示さず、同様に、全て特定の特徴を含む実施形態の説明への参照も、その特定の特徴を含まない実施形態の放棄または否認を示さない。本願における明確な放棄または否認は、「含まない」という語句または「実施できない」という語句によって前置きされるであろう。

#### 【0217】

##### I X . 審査経過

(特許請求の範囲を含む)本願を解釈するに際して、当業者は、本願に関連すると考えられる他の特許出願があるか否かに関わりなく、また本願と優先権の主張を共有する他の特許出願があるか否かに関わりなく、任意の他の特許または特許出願の経過履歴ではなく、本願の審査経過を参照する。

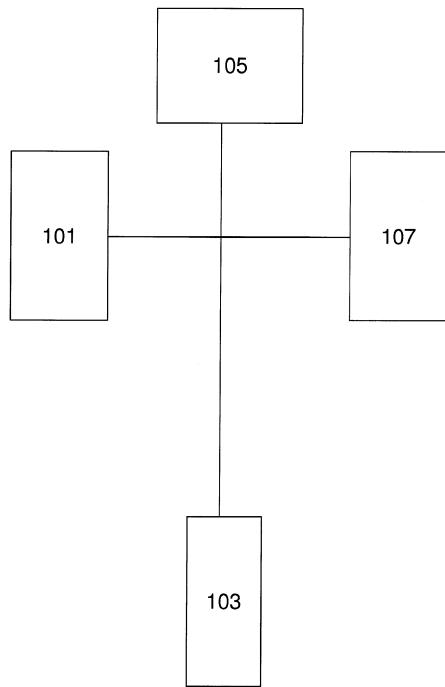
20

#### 【0218】

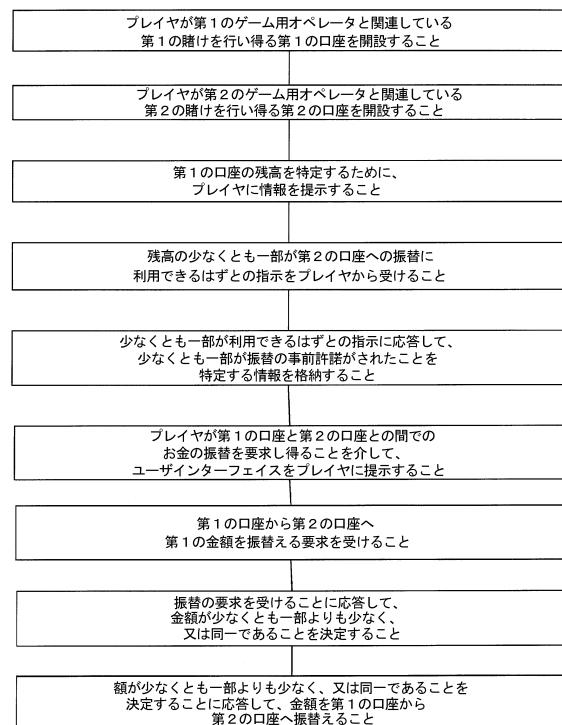
##### さらなる実施形態

以下の記載は、さらなる例示的な実施形態として解釈されるべきであり、請求項として解釈されるべきでない。

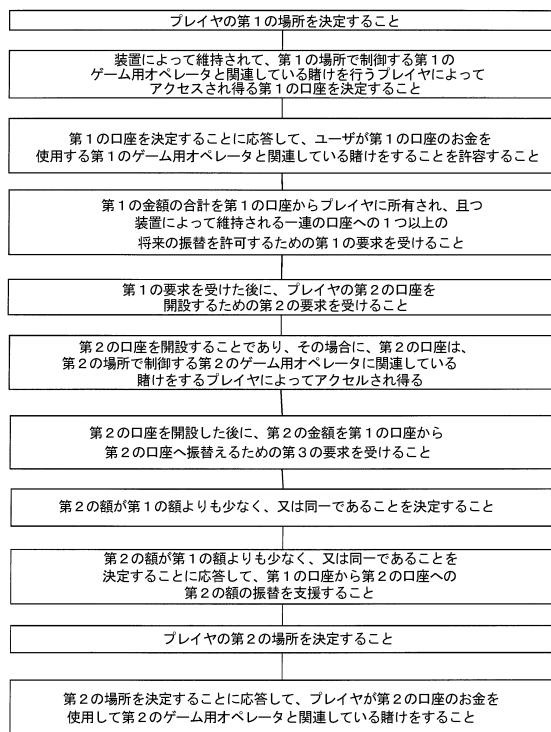
【図1】



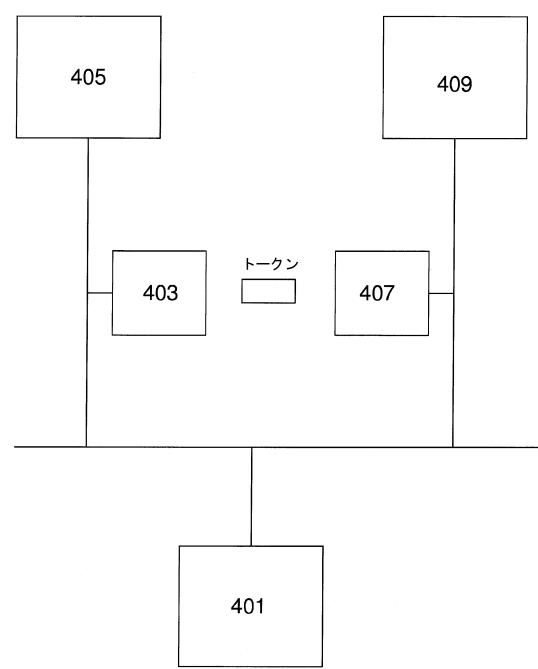
【図2】



【図3】



【図4】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 米国特許第08430745(US, B2)  
国際公開第2013/019789(WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 Q 10/00 - 99/00  
A 63 F 13/00 - 13/98